

# 教育審議会の「中等教育ニ関スル件」答申に 関する一考察

——その職・普相互接近論の検討——

佐々木 輝 雄

## 一、はじめに

昭和一二年一二月に内閣総理大臣の諮問機関として設置された教育審議会<sup>①</sup>は、昭和一七年五月に廃止されるまでの間、教育制度改革に関し七つの答申と四つの建議を行っている<sup>②</sup>。これ等の答申及び建議は、一般に「昭和戦時期」の「ファシズム体制下における戦争遂行に必要な教育制度の改革」を意図したものであったと言われているが<sup>③</sup>、しかしその教育制度改革案のうちには、今日なお再吟味を要するものも含んでいるように思う<sup>④</sup>。

本稿では、その一つとして昭和一四年九月の「中等教育ニ関スル件」答申<sup>⑤</sup>、特にそのうちの「中等教育ニ関スル要綱」が内包する問題をとり上げたい。周知の通り、同要綱が答申した中等学校制度化案は、わが国中等教育制度が明治三二年の「実業学校令」・「中学校令」・「高等女学校令」の公布以降、実業学校・中学校・高等女学校の三分化

体制をとってきたのに対し、これ等の学校を「中等学校」に「一元化」しようとするものであった。

海後宗臣氏は、このような中等学校制度化案を、「一つの学校制度に統一しようとしたものであって、中等教育制度の改革方針としてはきわめて重大な意義をもつものである。」と指摘している。又中島太郎氏も同様な見解を表明するとともに、更に「中学校、高等女学校、実業学校等の諸学校を中等学校として一括してこれを統一的に把握した」ことは、「明らかに終戦後成立した新学制の先駆的役割を果たしたものとみることが出来る。」と評価している。

このような通説上の評価に対し、近年の研究成果は幾つかの修正を試みている。例えば、谷口琢男氏は、中等学校制度化案をめぐる教育審議会の審議分析から、答申の含意する「一元化」は「反対論によって形式化ないし形骸化されたものであり、「近代教育の制度理念としての『一元化』とははっきり次元の異なった」ものであると指摘している。同様に、佐々木享氏も中等学校制度化案の「一元化」は、「議論されたすえ、妥協の産物である答申がだされたと捉え、「中等教育の真の一元化の課題は、戦後教育改革にもちこされた」と結論づけている。

本稿の主題は、このような結論を踏えながら、次のような疑問を解明することにある。即ち、それは答申の中等学校制度化案が、奈辺の理由により、谷口・佐々木両氏の指摘するような「形式上の一元化」あるいは「妥協の産物」のレベルに終わったのか、の究明である。

先行研究は、その原因を中等教育「一元化」が「反対論によって形式化ないし形骸化され」たこと、あるいは「一元化」反対論との「妥協」にあったことをあげているが、しかしこの指摘は、行論で明らかにするように、必ずしも十全なものとは言い難いのである。むしろ、その主要な原因は、ここで仮説結論的に言えば、答申の中等教育「一元化」が依拠する教育論自体にあったと、指摘できるのである。

本稿ではこの仮説結論を実証するために、教育審議会が中等教育の「一元化」を答申する過程において、特に職業教育と普通教育の相互接近（以下、職・普相互接近と言う）をめぐり、どのような審議を行ったかに、その考察の主眼を置きたい。ここでこのような視角を設定したのは、答申の中等教育「一元化」の主題が職・普相互接近をめぐる制度的表現様式にあったと考えるからである。<sup>(1)</sup> このことは、当時の中等教育制度の実態に即して見れば自明である。と言うのは、その実態における中等教育「一元化」の課題とは、実業学校と中学校・高等女学校の再編、つまり、職・普相互接近を媒介項とする、前者の職業教育機関と後者の普通教育機関の制度的再編にあったからである。<sup>(2)</sup>

かくして、本稿の仮説結論、答申の中等教育「一元化」が依拠する教育論の問題とは、換言すれば、答申の職・普相互接近論にあったと言えよう。ちなみにこの職・普相互接近論の吟味は、単に答申の中等教育「一元化」の内実を明らかにするだけではなく、なお今日的価値を有するものであることも付言して置かなければならない。何故なら、今日の一連の高等学校制度改革論においても、職・普相互接近による高等学校制度の再編が、重要な主題になっているからである。<sup>(3)</sup>

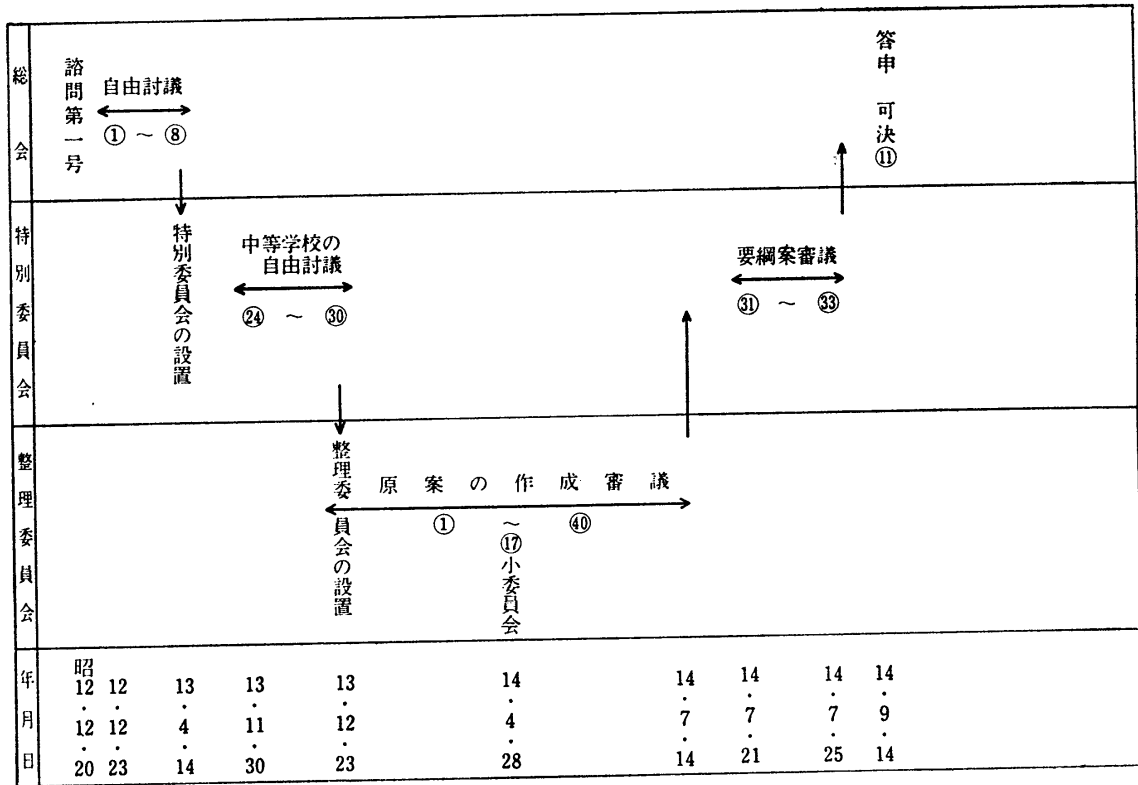
## 二、中等教育「一元化」の審議経過（一）

「中等学校ニ関スル要綱」の二七項目に亘る答申のうち、本稿の主題との関連では、次のような一連の項目が特に注目される。<sup>(4)</sup>

- 一、中等学校ハ国民学校教育ノ基礎ノ上ニ完成教育トシテ皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスルコト
- 二、中等学校ハ之ヲ中学校、実業学校及女子中学校ニ分ツコト
- 四、中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ其ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年トシ高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年トスルヲ認ムルコト
- 五、夜間中学校ノ制ヲ設ケ其ノ修業年限ハ之ヲ四年トシ高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト<sup>(16)</sup>
- 七、中学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト(別紙中学校教科、省略)
- 八、実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為シ其ノ種類ヲ農業学校(獣医学校ヲ含ム)、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校、拓殖学校及職業学校ト為スコト
- 九、実業学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年乃至五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ二年乃至三年トスルコト、但シ学校ノ種類、学科、土地ノ情况等ニ応ジテ修業年限ヲ延長スルヲ得ルコト
- 十、夜間実業学校ノ入学資格ハ高等国民学校卒業程度トスルコト  
夜間実業学校ノ修業年限ハ其ノ卒業者ヲシテ同一修業年限ノ昼間実業学校ノ卒業者ト同一ノ上級学校入学資格其ノ他の資格ヲ得シメントスル場合ニ於テハ一年ヲ延長スルヲ要スルコト<sup>(17)</sup>
- 十一、実業学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト(別紙実業学校教科、省略)
- 十八、初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年又ハ四年ノ中等学校ニ在リテハ第二学年以下ニ於テ相互転校ノ途ヲ開クコト
- 十九、中学校及女子中学校ノ実業科ニ付テハ各学校ニ少クトモ一人ノ専任教員ヲ置クコトトシ尚当該教員ノ担任以外ノ実業ニ関スル科目ニ付生徒ノ志望アル場合ヲ考慮シテ教員ノ学校相互間兼任ノ制ヲ設ケ且施設ノ相互利用ヲ図ルコト

ところで、教育審議会はこれ等の項目を、どのような審議過程を経て答申したのであるか。この節ではその審議経過の概略を、又次節ではそれぞれの項目の作成過程を分析することによって、この設問を明らかにしたい。審議経過の概略は第一図の通りである。<sup>(18)</sup>

第1図 「中等教育ニ関スル件」答申の審議経過



教育審議会は第八回総会までの教育制度全般に亘る総括審議の過程においても、職・普相互接近をめぐり、注目すべき論議を行って<sup>⑩</sup>いる。しかしこの問題に関する本格的な審議は、第八回総会の決定により設置された特別委員会<sup>⑪</sup>が、中等教育問題の集中審議を開始した第二回委員会以降のことであつた。特別委員会は第三〇回委員会まで、中等教育問題について、フリー・デスカッションを行い、各委員から職・普相互接近の制度的表現様式をめぐり、賛否両論が表明された。行論で言及する通り、その代表的賛成論者は後藤文夫（枢密顧問官）・林博太郎（元東京帝国大学教授）・西村房太郎（東京府立第一中学校長）等の委員であり、その反対論者は松浦鎮次郎（枢密顧問官）・田尻常雄（横浜高等商業学校長）・佐藤寛次（東京農業教育専門学校長）等の委員であつた。

第三〇回特別委員会は、このような賛否両論を踏え、職・普相互接近に関する具体案を作成するために、整理委員会の設置を決定し、田所美治（元文部次官）特別委員会委

員長の指名により、一一名の委員を任命したのである。整理委員会は第一回委員会において、委員互選により林博太郎を委員長に任命した後、四〇回に亘り委員会を開催している。その間、同委員会は津田信良工業学校長、金井浩商業学校長、鈴木静穂農業学校長、杉浦保吉水産講習所長、薄井周介東京高等商船学校長を臨時委員に任命し、これ等実業教育関係者から職・普相互接近の制度的表現様式に関する意見も聴集している。

整理委員会における審議は紛糾し、その論議はしばしば中断を余儀なくされた。その状況は、職・普相互接近の反対論者の旗主でもあった松浦委員に、「モウ喋舌ルノニ倦怠ヲ覚エテ来マシタ」と、言わしめる程のものであった。林整理委員会委員長は、各委員間の意見の対立を調整するために、しばしば審議を中断して懇談会を開催したが、しかし意見の対立は容易に緩和しなかったのである。第一七回整理委員会は、このような審議の行詰りを打開するため、さらに小委員会の設置を決定し、同小委員会に職・普相互接近の制度的表現様式に関する基本原則の作成を委ねたのである。

整理委員会小委員会（委員長田中穂積、早稲田大学総長）は、昭和一四年五月三日の第一八回委員会に、次のような「小委員会決議」を報告している。

中学校ト実業学校トハ等シク中堅人物ノ養成ヲ目的トスルモノナルヲ以テ各々其ノ特色ヲ發揮スルト共ニ駢進スベキモノニシテ固ヨリ正閏ノ別ナキト明ラカナリ依ッテ政府ハ此ノ趣旨に則リ実業学校ノ教員待遇、設備其ノ他ニ関シ更ニ一段ノ改善ヲ加ヘンコトヲ希望ス

右決議ス

田中小委員会委員長は、この決議の趣旨について、「『等シク中堅人物ノ養成ヲ目的トスルナルヲ以テ』ト云フ所

デ、アナタ（後藤委員、引用者注）ノ御主張ヲスツカリ盛りマシテ、ソレカラ『特色ヲ發揮スルト共ニ駢進』ヲスルト云フ所デ、松浦サンノ御趣意ヲスツカリ盛りマシ」たと、説明した。つまり、この「小委員会決議」は、職・普相互接近の賛成論と否定論の両見解をとにも盛り込むことによって、どちらの立論からも解釈可能な文面を作成したものである。このことから、この矛盾に満ちた「小委員会決議」を、賛成論と反対論の「妥協の産物」と結論づけることは、容易である。しかしこの決議の中には、行論で明らかにするように、教育審議会が越えることのできなかつた職・普相互接近論のある問題が包含されていたのである。

とまれ、この決議は田所特別委員会委員長の「是ハマルデ胡麻化シデ、何ノコトヤラ譯モ分ラヌ、斯ウモ言ヘル譯デアリマス」が、しかし「中間ヲ採ツテ、議論ヲ避ケテ旨ク纏メヨウト云フ方ニ赴イテ居ルヤウデアリマスカラ」、<sup>(ママ)</sup>「此ノ位デ同意シタラドウデアラウカト思ヒマス」の発言により、整理委員会において承認されることになった。その結果、その後の整理委員会では賛成論・反対論の立場から様々な試案が出されることになり、これ等試案を整理委員会最終案までにまとめることは、容易なことではなかつた。

即ち、整理委員会は、昭和一四年五月五日の第一九回委員会に幹事から提出された参考資料「中等学校ニ関スル要綱案」以降、三次案に亘る幹事整理案を経て、昭和一四年七月一四日の第四〇回委員会において、初めてその最終原案を作成したのである。この作成過程の詳細は、次節で考察したい。なお、答申の「中等学校ニ関スル要綱」に見られる職・普相互接近の制度的表現様式は、この整理委員会最終案「中等学校ニ関スル要綱案」で、ほぼ実質的な決定をみたと言っても過言ではない。と言うのは、答申の「中等学校ニ関スル要綱」は、第三三回特別委員会作成の「中等学校ニ関スル要綱案」を無修正のまま可決したものであり、後者は整理委員会最終案を、一部字句修正したものに

過ぎなかつたからである。

### 三、中等教育「二元化」の審議経過 (二)

「小委員会決議」の職・普相互接近に関する基本原則は、その後の整理委員会の審議過程において、どのような制度的表現様式をとることになったであろうか。ここでは各種試案が整理委員会最終案にまとめられるまでの過程を分析することによって、この設問を明らかにしたい。

その作成過程の第一は、幹事側から昭和一四年五月五日の第一九回委員会、及び同年五月一〇日の第二〇回委員会に提出された「中等学校ニ関スル要綱案」である。前者の要綱案が一部の官僚によって自主的に作成された参考資料とも言うべきものであったのに比し、後者のそれは第一九回委員会での各委員からの要望に基づき作成されたものであり、正式の第一次幹事整理案であった。本稿の主題との関連で、その主要項目を掲げれば、第一表の通りである。

この比較対照表から明らかな通り、両要綱案はともに、「皇国ノ中堅タルベキ者ヲ鍊成スル」目的の下に、「中等学校」の制度化を意図しながら、しかしその中等学校制度化案における職・普相互接近の制度的表現様式は、微妙な差異を示している。即ち、その制度、学科課程、法的整備の規定において、後者は前者に比し、その相互接近の制度的表現様式が後退しているのである。



第一表 参考資料と第一次幹事整理案

参考資料「中等学校ニ関スル要綱案」	<p>一、中等学校ハ皇国ノ中堅タルベキ者ヲ鍊成スル所トス</p> <p>二、中等学校ハ之ヲ中学校、実業学校、高等女学校ニ分チ各々其ノ特色ノ發揮ニ力メシムルコト</p> <p>三、中等学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年ヲ本体トスルコト</p> <p>実業学校高等女学校ノ修業年限ニ付テハ土地ノ情況、産業ノ実情ニ応ジ伸縮スルヲ得シムルコト</p> <p>初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限二年ノ中等学校ハ之ヲ認メザルコト</p> <p>四、(中等学校ノ附設課程 略)</p> <p>五、中等学校ノ教科ハ左ノ六教科トスルコト                  国民科、理数科、体鍊科、実業科、芸能科、外国語科                  各教科ノ程度ハ学校ノ種類ニ応ジ修業年限、学科、土地ノ情況等ヲ考慮シ各々特色ヲ發揮シ得ル様弾力性ヲ有セシムルコト</p> <p>六、中学校令、実業学校令、高等女学校令ヲ整備シ(中略)                  一 教員資格、編成及設備、授業料等ニ関スル規定ヲ整理スルコト</p>
第一次幹事整理案「中等学校ニ関スル要綱案」	<p>一、上に同じ</p> <p>二、中等学校ハ之ヲ分チテ中学校、実業学校及高等女学校トス</p> <p>三、中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ、其ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年トスルコト、但シ高等国民学校卒業程度ニ対シ師範学校入学ノ途ヲ開ク為高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限三年ノ中学校ヲ置クコト</p> <p>実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為シ、其ノ種類ヲ農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校及職業学校トナスコト</p> <p>実業学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年トシ、学校ノ種類、学科、土地ノ情況等ニ応ジ伸縮スルヲ得シムルコト</p> <p>(高等女学校 略)</p> <p>初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限二年ノ中等学校ハ之ヲ認メザルコト</p> <p>四、関係学校ノ法令ヲ整理シ施設ヲ改善スルコト</p>

第二表 松浦案と第二次幹事整理案

松浦鎮次郎案「中等学校令案」	第二次幹事整理案「中等学校ニ関スル要綱」
<p>第一条 中等学校ハ男女青年ニ対シ中等程度ノ教育ヲ施シ国民トシテノ人格ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス</p> <p>第二条 学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス</p> <p>第三条 中学校ハ男子ニ須要ナル中等普通教育ヲ施ス所トス</p> <p>第六条 中学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年トス</p> <p>第七条 中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ初等国民学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者タルベシ</p> <p>第十九条 中学校、高等女学校及実業学校ノ学科及其ノ程度ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム</p> <p>(註)三種ノ学校ノ学科及其ノ程度ハ各種学校別ニ之ヲ定ムルコトヲ絶対条件トス</p> <p>第五条 実業学校ハ実業ニ従事セントスル者ニ須要ナル教育ヲ施ス所トシ其ノ種類ヲ農業学校、水産学校、工業学校、商業学校、商船学校及職業学校トス</p> <p>獣医学学校ハ農業学校ト看做ス</p> <p>第十二条 実業学校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ</p> <p>一、初等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年乃至五年</p> <p>二、高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ二年乃至三年</p> <p>前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ限り一年以内之ヲ延長スルコトヲ得土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ</p>	<p>一、中等学校ハ国民学校教育ノ基礎ノ上ニ皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスルコト</p> <p>二、中等学校ハ之ヲ中学校、実業学校及高等女学校ニ分ツコト</p> <p>四、中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ其ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年トスルコト</p> <p>五、夜間中学校ノ制ヲ設ケ其ノ修業年限ハ之ヲ四年トシ、高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト</p> <p>六、中学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト</p> <p>八、実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為シ其ノ種類ヲ農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、水産学校、拓殖学校及職業学校トナスコト</p> <p>九、実業学校ノ修業年限ハ初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ハ三年乃至五年、高等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ニハ二年乃至三年トスルコト、但シ学校ノ種類、学科、土地ノ情況等ニ応シテ修業年限ヲ延長スルヲ得シムルコト</p>

第一項各号ニ該当セサルモノヲ以テ入学資格トシ其ノ修業年限ヲ前二項ニ準シ二年以上ニ於テ適宜定ムルコトヲ得

第十三条 獣医学学校、商船学校及職業学校ノ修業年限ハ前条ノ規定ニ拘ラス第十四条乃至第十六条ノ定ムル所ニ依ル

第十四条 獣医学学校ノ修業年限ハ四年トス、但シ特別ノ必要アルトキハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第十五条 商船学校ノ修業年限ハ左ノ例ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、初等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ五年

二、高等国民学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ四年

三、高等国民学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ三年

前項ノ修業年限ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第十六条 職業学校ノ修業年限ハ二年以上四年以内トス、但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ学科ノ種類、入学資格等ニ応シ一年以内之ヲ伸縮スルコトヲ得

初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル場合ニ於テハ前項ノ修業年限ハ三年ヲ下ルコトヲ得ス

第十七条 実業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ初等国民学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ

十、夜間実業学校ノ入学資格ハ高等国民学校卒業程度トスルコト

十一、実業学校ノ教科ハ別紙ノ通トスルコト

十九、中学校及高等女学校ノ実業科ニ付テハ各地方ニ各種ノ実業科担任ノ教員ヲ配置シ学校間相互兼任ノ制ヲ考慮スルコト

このような後退傾向は、その第二の過程以降において、より顕在化している。第二表は、松浦委員が第二〇回委員会に提出した「中等学校令案<sup>③</sup>」と、幹事が昭和一四年六月一六日の第三〇回委員会に提出した第二次幹事整理案を、比較対照した表である。

松浦委員は「中等学校令案」を提出するに当って、「此ノ案ト雖モ自分ノ本位<sup>(ママ)</sup>デハナイノデアリマスケレドモ、マア纏メル案トシテ此ノ位ノモノナラバ」、「仕方ガナイト思フ位ノ意味デ作ツタ<sup>④</sup>」と述べ、その趣旨を「最モ大事ナ點ハ第一条ノ中堅ナント云フ字ヲドウシテモ避ケナケレバナラヌト云フコト、ソレカラ高等普通教育、実業教育、女子高等普通教育、此ノ三者ノ目的ハドウシテモ勅令ニ明記シテ、其ノ目的、特徴ノ違フ所ヲ明ラカニシナケレバナラヌト云フコト、ソレカラ今<sup>(ママ)</sup>ノ一九条ノ学科課程ト云フモノハ、之ヲ共通ニ一本ノモノデ三者ニ通ズルヤウナ規程ヲ設ケルト云フコトハ、絶対ニイカヌ<sup>⑤</sup>」と説明した。即ち、松浦委員は職・普相互接近の制度的表現様式を、きわめてネガティブに取り上げ、出来る限り現状の中等教育制度体制の維持を期待したのである。

一方、第二次幹事整理案は第一次幹事整理案に比し、その制度的表現様式を詳細且つ具体的に規定すると共に、次のような修正も行っている。即ち、①中等学校の目的規定を「国民学校教育の基礎ノ上ニ皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スル」としたこと、②実業学校と中学校の教科を、「別紙」で学校種類別に規定したこと、③夜間中学校の制度化を新たに規定したこと、④中学校等に実業科担当教員の配置を規定したこと等である。前二者の修正は、松浦委員案の影響を受けたものであり、後二者のそれは審議過程において表明された委員の発言を盛り込んだものであった。

その第三の過程は、後藤委員が昭和一四年六月三〇日の第三四回委員会に提出した「修正意見<sup>⑥</sup>」と、幹事が同年七

第三表 後藤案と第三次幹事整理案

<p>後藤文夫委員「修正意見」</p>	<p>第二次幹事整理案を、次ように修正                  (一) 第一項中、「基礎ノ上ニ」ノ下ニ「立ツ完成教育トシテ」ヲ加フ                  (二) 第二項中、「中学校、実業学校及高等女学校」ヲ「普通中学校、実業中学校及女子中学校」ニ改ム                  (三) 第八、九、十、十一、十二項ヲ第四、五、六、七、八項ニ改メ、第四、五、六、七項ヲ第九、十、十一、十二項トシ各項中「中学校」ヲ「普通中学校」ニ改ム                  (四) 第十三項トシテ「普通中学校ハ一定ノ計画ノ下ニ一定數マデ逐次整理減少シ其ノ代ハリニ実業中学校ヲ設置スルコト」ヲ加フ                  (五) 新第十一項中、「教科ハ」ノ下ニ「差當リ」ヲ加フ                  (六) 新第四項中、「実業学校ハ」ノ下ニ「国民ニ須要ナル高等普通教育ト共ニ」ヲ加ヘ「実業ニ従事スル者ニ」ノ下ニ「特ニ」ヲ加フ                  (七) 第二十一項ヲ新設（省略）</p>
<p>第三次幹事整理案「中学校ニ關スル要綱案」</p>	<p>第二次幹事整理案を、次のように修正                  (一) 第一項中、「基礎ノ上ニ」を「基礎ノ上ニ完成教育トシテ」に修正                  (二) 第二項中、「高等女学校」を「女子中学校」に修正                  (三) 第四項中、「五年、」を「五年トシ」に、「三年トスルコト」を「三年トスルヲ認ムルコト」に修正                  (四) 第六項を第七項に、別紙中学校教科を一部修正                  (五) 第八項中、「農業学校」を「農業学校（獣医学校ヲ含ム）」に、「ナスコト」を「為スコト」に修正                  (六) 第九項中、「場合ニハ」を「場合ハ」に、「得シムルコト」を「得ルコト」に修正                  (七) 第十項に「夜間実業学校卒業者ノ上級学校入学資格其ノ他ノ資格ニ付テハ修業年限ニ於テ一年短キ昼間実業学校ノ例ニ依ルコト」を加フ                  (八) 第十一項中、別紙実業学校教科を一部修正                  (九) 第十九項中、「ニ付テハ」以下を、「各学校ニ少クトモ一人ノ専任教員ヲ置クコトトシ、尙該教員ノ担任以外ノ実業ニ關スル科目ニ付生徒ノ志望アル場合ヲ考慮シテ教員ノ学校相互間兼担ノ制ヲ設ケ且施設ノ相互利用ヲ図ルコト」に修正                  (十) 第十八項として、新に「初等国民学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年又ハ四年ノ中等学校ニ在リテハ第二学年以下ニ於テ相互転校ノ途ヲ開クコト」を加フ。</p>

月一四日の第四〇回委員会に提出した第三次幹事整理案である。第三表は、それ等を比較対照した表である。

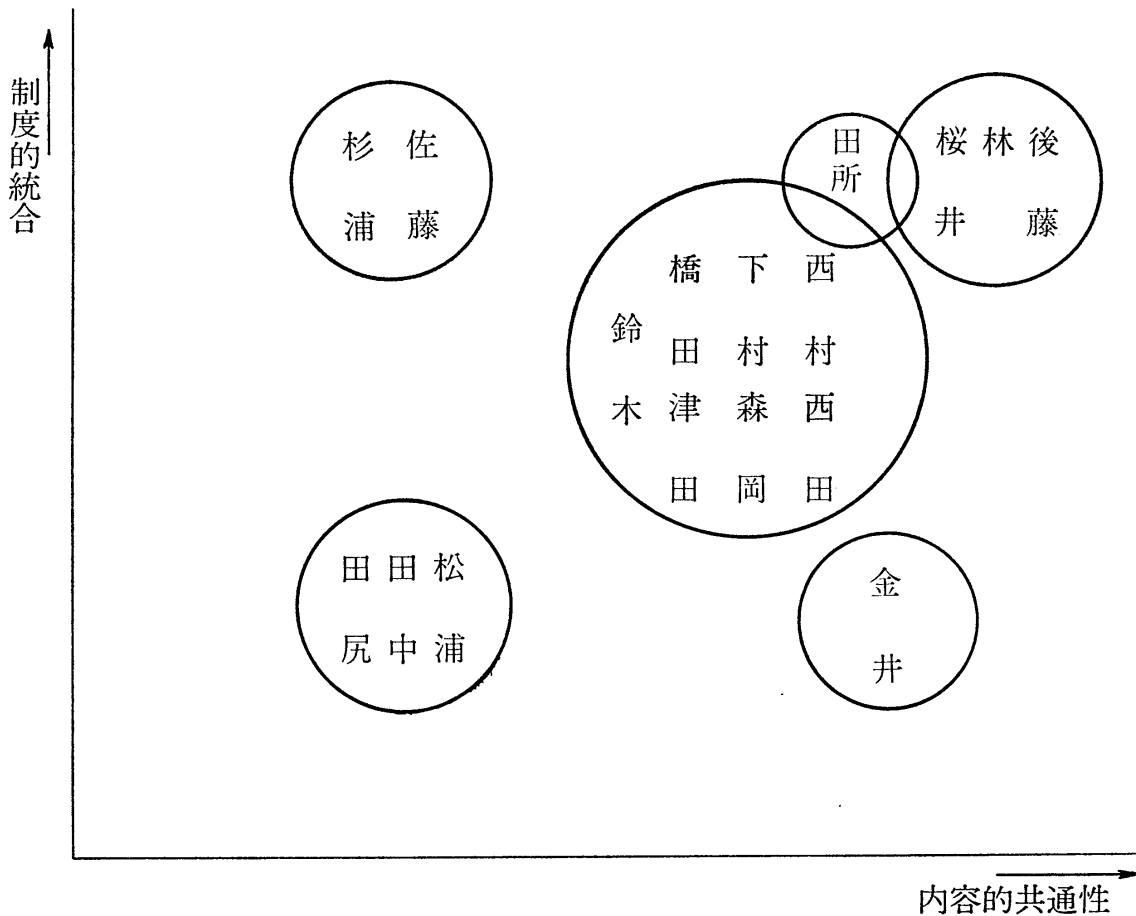
後藤委員はこの「修正意見」において、職・普相互接近を積極的に図る立場から、①中等学校の目的規定の中に、「完成教育」の語句を入れること、②中学校及び実業学校の名称を、それぞれ「普通中学校」、「実業中学校」に改めること、③「普通中学校」と「実業中学校」の学校種類別教科規定は、「差當り」の暫定的規定とすること、④第八項の「実業中学校」の教育規定を、「国民ニ須要ナル高等普通教育ト共ニ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育」に改めること等を提案した。

第三次幹事整理案は、後藤委員の「修正意見」のうちの第一提案を受けて、中等学校の目的規定を一部修正している。しかしその職・普相互接近の制度的表現様式は、第一八項を除き、他は字句上の修正にとどまり、第二次幹事整理案のそれを踏襲したものとなっている。なお、この第三次幹事整理案を一部字句修正し、前文を付したものが整理委員会最終案である。この最終案で、答申に見られる職・普相互接近の制度的表現様式が、ほぼ実質的に決定をみたことは、すでに前節で言及した通りである。

#### 四、職・普相互接近をめぐる審議内容

このような「中等学校ニ関スル要綱」答申の審議過程において、教育審議会は職・普相互接近の制度的表現様式をめぐり、どのような論議を行っているであろうか。答申の内容が実質的には整理委員会での審議によって決定をみて

第2図 職・普相互接近をめぐる各委員発言のモデル



内容的共通性

いるので、ここでは主として整理委員会の審議を分析することにより、この設問に答えたい。そして必要に応じて、特別委員会及び総会の審議についても言及することにした。ところで整理委員会における各委員の発言を類型化すれば、第二図の通りである。この図は縦軸に実業学校と中学校の制度的統合の程度を、又横軸にこれ等学校の教育内容上の共通性の程度をとったものである。このモデル図によれば各委員の発言内容は、おおよそ次の五つの類型に分類できる。

即ち、①松浦委員等に代表される現状肯定論、つまり、職・普相互接近の否定論グループ、②佐藤委員等に代表される見解で、制度上の相互接近のみを主張するグループ、③金井委員による見解で、教育内容上の相互接近のみを主張するグループ、④西村委員等に代表される見解で、実業学校と中学校の制度的分離体制の現状を、理念・制度・教育内容の全

面に亘り、ゆるやかに相互接近させようと主張するグループ、⑤後藤委員等に代表される見解で、職・普相互接近によつて、両類型の学校の制度的分離体制を抜本的に再編しようと主張するグループである。

これ等グループは、どのような論理によつて職・普相互接近を肯定あるいは否定しているのであろうか。煩瑣を厭わず、出来る限り各委員の生の発言を引用しながら、その論理を明らかにしたい。なお、各委員の発言は否定論では統一的に、又肯定論では各委員別に引用することにした。後者の発言では委員間に微妙なニュアンスの差異が認められるからである。

第一グループの職・普相互接近否定論の論理は、次の通りである。即ち、「両者（実業学校と中学校、引用者注）の間ニハ、中堅国民ノ養成ト云フコトダケデハ共通デアルト致シマシテモ非常ニ意味ガ違フ」。「即チ、中学校ハ一般的常識ヲ養成スル所デアリ、実業学校ハ特殊ノ技術者ヲ養成スル所デアル」（松浦委員）。従つて、両類型の学校は「志ス所、目的ノ違フ教育」である（田中委員）。実業学校は特に、「地方ノ情況ニ従ツテ設置スルコトガ必要デアル」ため、「尋卒三年モ必要デアラウシ、尋卒四年モ必要デアラウシ、或ハ五年モ勿論必要デアリマセウ」（田中委員）。このような実業学校の実態を無視して、「若シ五年ノ甲種程度ノ学校ダケヲ中学校ト同ジニスルト云フコトニ致シマス」と、「実業学校ヲ丁度半分ニ切割クコト」になる（松浦委員）。従つて、このような問題を避けるためには、「実業教育」は制度上、「上カラ下マデ通シテ、一ツノ教育ヲ見テ行クヤウナ具合ニシテ行クコトガ肝要デアル」（佐藤委員）。そして更に、もしこのような特徴を内包する実業学校が「商業中学校、工業中学校、農業中学校、商船中学校ト云フコトデモナツタ日ニハ」、「ドウシテモ上ノ学校ニ進メル、是ハ実業教育ノ破壊デアリ延イテハ産業ノ振興ヲ阻害シ、産業界ノ萎縮不振ヲ来スコトニナル」（田尻委員）と、主張したのである。



このような否定論の論理に対し、第五グループのそれは、次の通りである。即ち、林委員は、「普通教育ト職業教育トヲ區別スルト云フコトハ、元來旧式デアルト思フ」。「サウ油ト水ノ如ク職業教育ト自由教育、普通教育ト云フモノノ區別ガアルノデハナイ」。むしろ、「所謂、『スペシヤル・エデュケーション』プラス中学校教育ト云フコトガ、日本ノ言葉ハ実業教育ト云フコトデハナイデセウカ、実業教育ト云フモノハ餘程中学校教育ト云フ意味ガ加味シテ居ル」と捉えた。そして「私ハハリニ〇才以上デナケレバ、ドウシテモ専門的ノ教育ヲヤル譯ニ行カナイト思フ」ので、「大学ト初等教育ノ或ル部分トノ間ニ横ハル教育ノ時期ヲ目シテ青年教育即チ中等教育トカ高等普通教育ト云フ風ニ考ヘナケレバナラナイ」と展望したのである。このような展望の下に、林委員は「初等国民学校卒業後ノ青年ノ教育ハ、総テ『セコンダリー・エデュケーション』ダ」とし、「普通中学校、実業中学校並ニ高等女学校、此ノ三ツガ相並ンデ同格」であると捉えた。そしてこのような「セコンダリー・エデュケーション」観において、「普通中学校」・「実業中学校」・「高等女学校」を、「一種二種ノ中学校ト云フモノニ變形シタモノノヤウニ、吾々ハ考ヘテ見タイ」と、イメージしたのである。

後藤委員は、「是マデノ所謂中学、実業学校ト云フモノモ、ヤハリ全体ヲ通ジテノ其ノ段階ノ教育（『国民ノ基礎教育ノ上ノ第二段階ノ一ツノ完成教育』、即ち、『中等教育』のこと、引用者注）トシテノ普遍的ノ共通要素ヲ澤山ニ持タセルヤウニシテ行キタイ」と言うのは、「国民ノ男女青年に施ス中等程度ノ教育トシテ、高等普通教育及実業教育ト云フモノニ、本質的區別ハナイ」のみならず、むしろ「大体男女青年ニハ理想ヲ申セバ、何等カノ職業ニ従事スルニ須要ナル中等教育ヲ施スト云フノデナクテハナラヌ」からであると主張した。そしてこのような「中等教育」の必要な理由について、「上級ノ教育ヲ受ケテ、上ノ指導者層ノ人トナル人物モ、中等教育ノ程度ニ於テハ国民ノ中堅層

トナル者ガ受ケル其ノ段階ノ完成教育ト云フモノヲ経タル者ニシテ、初メテ上級ノ教育ヲ受ケテ上級ノ指導者タル予備教育ガ完成シタモノダト見ナケレバナラナイ<sup>⑧</sup>、換言すれば、「其ノ一般ノ中堅層ヲナス人トハ違ッタ教育ヲ受ケテ行ツタノデハ、其ノ上級教育ヲ受ケル予備教育トシテ不完全ナモノデアアル<sup>⑧</sup>」と説明した。かくして、実業学校と中学校の制度的再編においては、「中等学校<sup>(アマ)</sup>、実業学校ト云フ全ク違ッタ学校ノヤウナ考ヘ方ヲ止メテ、中学校ノ中ニ各種ノ特殊層ヲ持ツタ中学ガ存在スルノダト云フヤウニシタイ<sup>⑧</sup>」。従つて、「実業学校、是マデノ中学校ト云フモノハ、全体一ツノ第二段階ノ教育トナツテ、上層学校ハ其ノ全体ヲ通ジタ全部カラ入学生ヲ大体採ルト云フ風ニ、今度、上層学校ヲ考ヘテ行ケバ宜シイ<sup>⑧</sup>」と主張したのである。

桜井委員は、特に「教育の機会均等」の保障の見地から、「学制ノ改革ヲシナケレバナラヌト云フコトニ対シ、「私共トシテハ機会均等ノ原理ヲ成ルタケ加味シテ欲シイ<sup>⑧</sup>」。「(制度上)横ニモ縦ニモ、出来ルダケ均等ノ機会ヲ与ヘル」ために、「(制度上の)特異性ヲ御話ナサル上ニ於テ、サウ云フ程度デアリタイ<sup>⑧</sup>」と主張した。

以上のような第一と第五グループの対照的な立論に対し、第四グループは次のような論理を展開している。即ち、西村委員は「実業学校ト中学校」では、「等シク青年ヲ教育スル」、又「年令モ凡ソ同ジヤウナ者ガ入ッテ行ク<sup>⑧</sup>」。従つて、これ等の学校は「中等学校トシテ、中等教育トシテ、其ノ目的ハ同一(『真ニ国家ノ中堅人物ヲ養成スル』、引用者注)ノ方向ヲ指シテ行クベキモノデアアル<sup>⑧</sup>」。勿論、「教育方法ハ、一方ハ実業教育デアリ、一方ハ普通教育デアリマスカラ、之ヲ混同シテシマツテ、ドツチモ特色ヲ全クナクスルヤウナコトハ、是ハ非常ニ慎マナケレバナラナイ<sup>⑧</sup>」。しかし「従来ノヤウニ中学校ト実業学校トノ間ニ厳密ナル区別ヲ設クルコトハ、當ヲ得タモノデハナイ<sup>⑧</sup>」。従つて、両類型の学校では少なくとも、「大体ニ於テ、一年二年ノ下級ハ、中学校ト謂ハズ、実業学校ト謂ハズ、大体共通ナ

ヤウニ普通教育ヲ主トシテヤツテ行ク、サウシテ二年位ニナツテ中学校カラ実業学校ニ移リタイ者ニハ便宜ヲ与ヘル」制度的措置の必要性を強調した。

森岡委員の発言にも、同様な立論を見ることが出来る。森岡委員は、「中等教育ニ於テハ、中学校教育ヲ受ケル者モ、実業教育ヲ受ケル者モ、其ノ根本ヲ一ニシテ行ツテ」、「中堅国民ノ養成ト云フ所ニ於テ、統一シテ然ルベキデハナイカ」。「中堅国民ヲ養フ中等学校ハ悉ク中学校ト言ツタラ良イ」と主張した。しかしこの「中学校」は、「之ヲ一本ニスルカラ同ジ教育ヲ施セト云フ考ハ毛頭ナイ」のであつて、「中味ハ従来ノト大シテ違ハヌ」と、イメージしていた。

下村委員は、西村・森岡委員と同様な見解を表明するとともに、更に次のような論理を展開した。即ち、「第一段ノ教育ヲ六年ヤツタ其ノ上ニ築カレタ国家ノ教育制度ニ依ツテ、是ハドウシテモ同価値ト云フコトヲ認メテ行カナケレバ、公平ト云フ上カラ考ヘテモイカナイ」。何故ならば、実業学校と中学校は「知識技能ノ『トータル・サム』ニ於テハ違ヒナイ、ソレハ漢文ヤ英語ノ読方ハ中学校ガ上デセウガ、其ノ代リ商業要項ヤ簿記其ノ他ハ知ラナイ、ソレデ『トータル・サム』ハ、『イクオール』ニナル」からである。従つて、「実業学校ト中学校」は、「お互ニ横ノ連絡ノコトモ或ル程度マデ考ヘル必要ガアル」と同時に、「是等ノ学校ノ卒業生ノ上級学校ヘノ入学資格ハ、同等トス」べきであると主張した。

これ等立論のうち、「中等学校ニ関スル要綱」答申が依拠した職・普相互接近論は、ほぼ第四グループの論理であつたと言つても、過言ではない。

## 五、ま と め

職・普相互接近の制度的表現様式をめぐる以上のような審議経過及び審議内容の分析から、答申の中等教育「一元化」を、「形式上の一元化」あるいは「妥協の産物」とする先行研究の指摘は、答申が第四グループの職・普相互接近論を選択したことへの批判とも解することができる。この批判の中には、教育審議会の解決すべき歴史的課題は、第四グループの論理ではなく、むしろ第五グループのそれに基づく中等学校制度改革にあつたとの意識が、込められているように思う。そしてこのような歴史的課題意識の有無あるいは程度が、先行研究における通説上の評価と近年の研究成果のそれとの差異を惹起したと言っても過言ではない。

勿論、このような歴史的課題意識からの答申批判を、当時においても見ることができ。例えば、昭和一四年一月号の雑誌「教育」の掲載論文、「教審中等学校案とスペンス報告」は、昭和零年代以降の一連の「学制改革論」を踏え、答申を次のように批判している。即ち、教育審議会答申における「一元化は、既に存在していた中等学校の間関係としてのみ考えられていて、中等教育を大衆化するといふ方向をとるものではない。中等教育を完成教育とするというのであるが、それは遺憾ながら尋常小学校卒業者中、中等学校に進む三割以内の少数者の教育を完成するに過ぎず、多数の国民の教育は遂に『完成』されることがないのである。大体出来上っている中等教育の枠の内側の手入れに過ぎず、枠それ自身を拡げてより広い対象をその中に包含しようとするのではないのである」と。

このような答申批判は、一般的には是認できるが、しかしそこに問題がなかったわけではない。何故なら、答申の評価は、ここでの主題に即して言えば、第四と第五グループの論理のいずれを選択するかと言う価値判断が問われなければならないと同時に、答申が立論とした第四グループの論理それ自体の問題も吟味されなければならないからである。本稿では後者の問題意識の下に、答申の「一元化」の内包する問題は、それが依拠する職・普相互接近論にあったと仮説してきた。

それでは、答申の依拠する職・普相互接近論の問題とは、何であろうか。この問題を考察するに当り、まずその前提として、答申の依拠する職・普相互接近論が職業教育と普通教育を、「中等教育」に統合あるいは発展解消させるものでなかったことを確認しておかなければならない。確かにその職・普相互接近論は、教育理念・制度・教育内容に亘り、実業学校と中学校の共通性の拡大を意図していたが、しかし両教育を統合した「中等教育」にまで、発展解消することを構想していたわけではなかった。

ところで、答申の中等教育「一元化」がこのような職・普相互接近論に依拠するならば、松浦委員の次のような発言は、きわめて重大な意味を帯びて来る。即ち、松浦委員は、下村委員の「同価値」論・「イクオール」論の発言に対し、「実業学校デモ中学校デモ、全ク同価値ニ見ル、上ノ学校ニ進ム點デモ同価値ニ見ルト云フコトニナルト」、「今マデノ学校系統ノ建方トハ、スツカリ違ッテ来テ」、「今マデノ中学校デ得タヤウナ『ゼネラル・カルチャ』ガ進ンデ専門教育ヲ受ケル為ニハ、一番都合ガ良イト云フ其ノ考ガ変ッテ来ナケレバナラヌ」と、主張した。つまり、答申の職・普相互接近論の内包する中等教育制度改革論は、明治五年の「学制」以降、わが国近代学校体制を支えてきた学校制度の基本理念に矛盾すると言うのである。

しかし教育審議会は、このような問題提起があつたにもかかわらず、十分な審議を行うことなく、すでに言及したような中等教育「一元化」を答申したのである。その原因の一端は、「同価値論」を主張した下村委員自身が、「実ハ同価値ト云フヤウナコトハ、心持ヲ言ウタ」と述べ、自から自己の発言をトーン・ダウンさせたことにもあつた。しかしその大半の原因は、むしろ教育審議会がこの問題の審議を、意識的に避けたことにあつたと言えよう。

とまれ、答申の中等教育「一元化」が依拠した職・普相互接近論は、このような中途半端あるいは未熟な「同価値」論・「イクオール」論に基づけられていたのである。換言すれば、このような未熟な職・普相互接近論が、答申の中等教育「一元化」を、「形式上の一元化」あるいは「妥協の産物」に終らせることになつたのである。

ところで、このような史実から、われわれは何を学び得るであろうか。それは職業教育と普通教育の異質性を是認し、且つ両教育を等価に評価するような教育制度改革をわが国において実現しようとするならば、少なくとも一度、わが国近代学校制度の本質を否定しない限り、不可能であることを示唆してはなからうか。そしてもし、この否定を怠るならば、その職・普相互接近論は、相互接近にはなり得ず、職業教育からの普通教育への接近のみに終ると言うことである。このことは、昭和一八年一月の「中等学校令」下の実業学校と中学校の実態が示す通りである。又戦後高等学校制度改革の実態も、この批判を免がれないのである。

なお、本稿では研究対象の限界から、学校教育分野における職・普相互接近のみを考察してきた。勿論、この問題は学校教育のみならず、学校外教育をも含めて論じなければならぬと考えている。しかしそれは、稿を改めて別の機会に論ずることにしたい。

注

- (1) 教育審議会の設置経過・構成メンバー等の詳細は、小沢熹「教育審議会に提出された小学校制度改革に関する幹事試案」(『東北大学教育学年報』<sup>XVI</sup>、昭和四三年、一九七二二〇頁)を参照されたい。なお、設置当時における教育審議会に関する官側の解説は、伊東延吉「教育審議会の趣旨」(『文部時報第六〇八号』)を、又教育審議会に対する批判的論稿は、関口泰「教育審議会論」(雑誌『教育第六卷第二号』)、留岡清男「教育審議会と文部省」(雑誌『教育第六卷第七号』)等を参照されたい。
- (2) 答申は、①昭和一三年七月一五日の「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」、②同年二月八日の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」、③昭和一四年九月一四日の「中等教育ニ関スル件」、④昭和一五年九月一九日の「高等教育ニ関スル件」、⑤昭和一六年六月一六日の「社会教育ニ関スル件」、⑥同日の「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件」、⑦同年一月一三日の「教育行政及財政ニ関スル件」である。その建議は、①昭和一三年二月八日の「国語ニ関スル建議」、②昭和一六年一〇月一三日の「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」、③同日の「諮詢機関設置ニ関スル建議」、④同日の「教育尊重ニ関スル建議」である。各答申及び建議の内容は、文部省調査部『教育審議会要覧』、昭和一七年を参照されたい。
- (3) 橋口菊「戦争に必要な国民教育——教化体制の樹立——」(『教育学全集第三卷』、小学館、一九六八年、一八六頁)同様の指摘は、森川輝紀氏(梅根悟監修『世界教育史体系第三卷』、講談社、昭和五一年、六六頁)、黒崎勲・向山浩子氏(宮原誠一他編『資料日本現代教育史第四卷』、三省堂、一九七四年、一四頁)の指摘にも見られる。
- (4) 「昭和戦時期」における教育政策の動向は、国立教育研究所編『日本近代教育百年史第一卷』、文唱堂、一九七三年を参照されたい。
- (5) 答申は前文・「中等学校ニ関スル要綱」・「高等学校ニ関スル要綱」から構成されている。
- (6) 文部省編『学制八十年史』、大蔵省印刷局、昭和二九年、三五四頁。
- (7)・(8) 中島太郎『近代日本教育制度史』、岩崎書店、昭和四一年、八六三頁。
- (9) 谷口琢男「戦時体制下の中等教育」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史第五卷』、文唱堂、一九七四年、一〇四一—一一〇二頁)。

- (10) 佐々木享『高校教育論』、大月書店、一九七六年、三二頁。
- (11) 佐々木享、前掲同書、七四頁。
- (12) この研究視角の設定に当っては、上原専祿「職業教育の基本問題」(『産業教育』、昭和二六年九月号)、元木健「普職の接近について」(『産業教育』、昭和五一年一〇月号)の示唆に負う所が大きい。
- (13) その詳細は、拙稿「職業教育制度」(岩下・榊田編『要説教育行政・制度』、金港堂、昭和五三年、三三六―三五〇頁)を参照されたい。
- (14) 例えば、教育課程審議会による昭和五〇年の「教育課程の基準の改善に関する基本的方向について(中間まとめ)」、昭和五一年の「小学校、中学校及高等学校の教育課程の基準の改善について」答申、あるいは職業教育の改善に関する委員会による昭和四九年の「職業教育の改善に関する委員会審議経過報告」、昭和五一年の「高等学校における職業教育の改善について報告」、そしてこれ等の答申・報告に基づき作成された昭和五三年の「高等学校学習指導要領」の展開にも見ることが出来る。その他、日教組教育制度検討委員会による昭和四九年の「日本の教育改革を求めて」(最終報告)、日教組中央教育課程委員会による昭和五一年の「教育課程改革試案」、自民党文教部会による昭和五一年の「高等学校制度及び教育内容に関する改革案」、都道府県教育長協議会による昭和五二年の「高校教育改善の方向」等も、職・普相互接近に基づく高等学校制度の再編を重要課題としている。
- (15) 「中等学校ニ関スル要綱」の全文は、教育審議会総会会議録(以下、総会会議録と言う)第六輯、四―一六頁。
- (16) (17) 『明治以降教育制度発達史第七卷』、八一―八二〇頁、『明治以降教育制度発達史第八卷』、一一五頁、三八二―三八五頁、五二〇―五二二頁。中等教育段階の夜間制教育は、大正一〇年の「工業学校規程改正」・「商業学校規程改正」、昭和三年の「職業学校規程中改正」、昭和五年の「農業学校規程中改正」により、それぞれ工業学校・商業学校・職業学校・農業学校で、制度化されていた。
- (18) 総会会議録第一輯、六頁。諮問第一号「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」には、「近時ノ學術・文化ノ発展ト内外ノ情勢ノ推移トニ稽へ、教育ノ各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス、依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム」の「説明」が付されていた。



(19) 例えば、次のような発言が注目される。中村清二委員（東京帝国大学名誉教授）は、「制度上ニ改正スベキ點」として、

①「小学校、中学校、高等学校、大学ノ系統が教育ノ根幹タル主ナル系統ヲ為シ、実業学校其ノ他ノ専門学校ガ傍系ヲ為スト云フコト」、②「此ノ主系ヲ為シテ居リマス学校間ノ連絡ガ餘リニ緊密デアルコト」をあげ、前者の問題解決のために「第一段ニ小学校ヲ義務教育ノ初等教育所ト致シマシテ、其ノ上ニ第二段トシテ中等教育ノ学校トシテ普通中学、師範中学、農業中学、工業中学、商業中等ノモノヲ横ニ併立致シマシテ、ドレガ主デアルト主フコトノナイヤウニ致シマス、其ノ上ニ第三段トシテ只今存在シテ居リマス高等学校、高等専門学校、分科大学等ヲ改造致シマシテ、之ヲ横ニ併立シテ高等ナル職業教育ヲ施スコトニ致シマス、又其ノ上ニ第四段階ト致シマシテ国家興隆ノ根本タル研究機関ニ於テ働ク人々ノ為ニ大学院ヲ置イテ少数ノ極メテ優秀ナル青年ノ學術ノ蘊奥ヲ探グルコトノ練習ヲサセタイト思フ」。そして後者の問題解決のために、「学校間ノ有機的ノ連絡ヲ全ク切斷シテシマヒマシテ、各学校ハ独自ノ存在トシテ自ラ完結シテシマフ、上級学校ヘノ入学資格ハ勿論、凡ユル特権ヲ廢棄セシムル」ことを主張した（第四回總會）。関口八重吉委員（東京工業大学名誉教授）は、このような職・普相互接近論に対し、「中等学校ハ進ンデ大学ニ入ル者ト、直チニ実業ニ就ク者ノ二ツニ分ケテ学校ヲ造ルコトデアリマス、若シ此ノ中ノ一ツダケヲ缺クト云フト、其ノ結果ハ甚ダ不良トナルモノト考ヘマス」（第七回總會）と反対した。

この他、第四回總會での森岡常蔵委員（東京文理大学長）・上原種美委員（三重高等農林学校長）、第五回總會での田尻常雄委員、第六回總會での林博太郎委員、第七回總會での永田秀次郎委員（前東京市長）の発言等が注目される。その詳細は本稿第四節で言及したい。

(20) 総会会議録第三輯、一九三頁。教育審議会諮問第一号特別委員会会議録（以下、特別委員会会議録と言ふ）第一輯、二頁。第八回總會は、原嘉道議長（枢密顧問官）の指名により、三〇名の特別委員会委員を任命した。第一回特別委員会は、委員互選により、特別委員会委員長に田所美治（元文部次官）を任命した。

(21) 特別委員会会議録第七輯、二頁。特別委員会は青年学校教育義務制案、国民学校・師範学校及幼稚園案を審議した後、第二四回委員会劈頭における田所委員長の「今日カラ中等教育ノ御審議ヲ願ヒマス」の発言を契機に、中等教育問題の本格的な審議に着手した。

(22) 特別委員会会議録第七輯、二七九頁。一一名の整理委員会委員は、後藤文夫、西田博太郎（桐生高等工業学校長）、松浦

- (23) 鎮次郎、田尻常雄、下村壽一（東京女子高等師範学校長）、田中穂積、橋田邦彦（第一高等学校長）、森岡常蔵、林博太郎、佐藤寛次の各委員であった。
- (24) 実業学校長等を臨時委員に任命したのは、教育審議会委員として、これ等学校長が任命されていなかったためである。なお、高等女学校問題を審議するに当っては、桜井賢三高等女学校長も臨時委員に任命されている。
- (25) 教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録（以下、整理委員会会議録と言う）第六輯、四三二頁。
- (26) 整理委員会会議録第六輯、四三七頁。林委員長の指名により、小委員会委員に西田博太郎、田尻常雄、田中穂積、佐藤寛次、西村房太郎、鈴木静穂、金井浩、津田信良の各委員が任命された。
- (27) 整理委員会会議録第七輯、二一三頁。
- (28) 整理委員会会議録第七輯、四九頁。
- (29) 谷口琢男、前掲同書、一〇五三頁。
- (30) 整理委員会会議録第七輯、五〇一五二頁。なお、田所特別委員会委員長は整理委員会にも出席し、その議事の進行に重要な役割を果している。
- (31) 『教育審議会要覧』、一七八―一七九頁。幹事の構成メンバーは、文部次官、企画院部長、内閣情報部長、内務省神社局長、同地方局長、大蔵省主計局長、文部省各局長及び上級官僚等であった。うち、幹事長は文部次官がなることになっていた。
- (32) 整理委員会会議録第七輯、六三頁。同要綱案の作成にタッチした小笠原豊光実業学務局長は、その作成経過を「大体ノ所、審議会ノ審議ノ状況ガ一元的ニスルナラバ、斯様ナ所ニナラウカト云フ所デ、実業学務局ヤ調査部等ノ係ガ寄りマシテ作りマシタ試案デアリマス」と説明している。林委員長は、この「試案」が参考資料であることを、「議題ニ供ス譯デハナク、御参考ノ為ニ一遍読ンデ見マス」（同第七輯、五四頁）と発言している。
- 例えば、後藤委員は「當局デ一ツ大綱デモ宜シイカラ早く作ッテ出シテ戴イテ、ソレヲ考ヘテ見タイト思ヒマス」（同第七輯、五六頁）、松浦委員は「所謂互譲ノ精神ニ依ッテ、モノヲ作り上ゲルト云フ意味ヲ以テ、當局デ一ツ要綱ヲ御作りヲ願」う（同上書、五九頁）、田所特別委員会委員長は「今日御出シニナッテ居ル要綱（参考資料、引用者注）」、「斯ウ云フ位ナ所謂試案ヲ御拵ヘニナッテ戴キタイ、サウシテ成ルベク迅速ニ、次回ニ御提出下サルヤウニ希望致シマス」（同上

- 書、六四頁)と発言している。なお、林委員長は幹事案提出に当っては、「當局ヲ持ヘル此ノ次ノ要綱ト云フモノハ、絶對ニ動カナイモノダカラト云フ意味デナク、幹部トシテノ御研究ノ結果ガ茲ニ到達シタノダト云フ程度ニ於テ出シテ戴キタイ」(同上書、六二頁)と注文した。
- (33) 整理委員会会議録第七輯、四四―四五、一五三―一五四頁。
- (34) 谷口琢男、前掲同書、一〇五四―一〇五七頁。
- (35) 整理委員会会議録第七輯、一五五―一五九頁。「中等学校令案」の全文は、二八箇条となっている。
- (36) 整理委員会会議録第八輯、二二―二四頁。第二次幹事整理案の全文は、二六項目から構成されている。
- (37) 整理委員会会議録第七輯、一二三頁。
- (38) 整理委員会会議録第七輯、一二九頁。
- (39) 整理委員会会議録第七輯、一三一頁。田所特別委員会委員長は、この時点でこのような松浦案が提出されたことについて、「松浦君カラ中等学校令案ト云フモノヲ態々起草シテ参考ニ供サレタト云フコトハ感謝シマスガ」、しかし「是ハ當局ノヤラレルベキコトデアルト思ヒマス」と述べ、その不快の念を表明している。
- (40) 整理委員会会議録第九輯、一五九―一六〇頁。
- (41) 整理委員会会議録第九輯、四八―四九三頁。第三次幹事整理案の全文は、二七項目から構成されている。
- (42) 整理委員会最終案の詳細は、特別委員会会議録第八輯、八三―九三、二〇九頁を参照されたい。第三次幹事整理案との差異は、①前文が付されたこと、②実業学校と中学校の教科の一部改訂、③第一九項の一部字句修正のみである。
- 特別委員会案の詳細は、総会会議録第六輯、四―一二頁を参照されたい。整理委員会最終案との差異は、実業学校と中学校の教科の一部改訂以外、すべて一部字句修正だけである。
- (43) 整理委員会会議録第六輯、二九六―二九七頁。
- (44) 同第六輯、三〇六頁。
- (45) 同第六輯、三三―三四頁。
- (46) 同第六輯、三〇〇―三〇一頁。
- (47) 同第六輯、三八三頁。

- (48) 『日本帝国文部省年報』は、各年度毎に中学校本科卒業者の進路状況の統計を記載しているが、しかし実業学校に関する当該統計はない。『文部時報第五三八号』の統計によれば、実業学校卒業者の進路状況（昭和七年度卒業者の昭和九年三月の状況）は、次の通りである。即ち、甲種実業学校卒業者五四、一四四人のうち、①大学予科・高等学校高等科生徒七〇八人（一・三一％）、②大学附属専門部・専門学校生徒三、三一九人（六・一三％）、③師範学校第二部・実業補習学校教員養成所生徒一五六人（〇・三〇％）、④陸軍士官学校予科生徒六人（〇・〇二％）、⑤専修科・其ノ他学校生徒一、一四八人（二・一二％）、⑥学校又ハ家庭ニ於テ受験準備中ノ者七〇〇人（一・六八％）、⑦試験場等ニ於テ尚研究中ノ者七二八人（一・三四％）となっている。なお、乙種実業学校卒業者一一、一八一のうち、上級学校進学者及び受験勉強中の者五六八人（五・〇八％）である。
- (49) 整理委員会会議録第六輯、三三〇頁。
- (50) 総会会議録第三輯、六四頁。
- (51) 整理委員会会議録、第六輯、三五〇頁。
- (52) 同第六輯、四一七頁。
- (53) 特別委員会会議録第七輯、六八頁。
- (54) 整理委員会会議録第六輯、四一〇頁。
- (55) (56) 同第六輯、二九二頁。
- (57) 整理委員会会議録第五輯、六頁。
- (58) 整理委員会会議録第七輯、一三六頁。
- (59) 同第七輯、一三七頁。
- (60) (61) (62) 特別委員会会議録第七輯、二四五―二四六頁。
- (63) 整理委員会会議録第五輯、七―八頁。
- (64) (65) 整理委員会会議録第六輯、三七五―三七六頁。
- (66) (67) (68) 整理委員会会議録第五輯、五頁。
- (69) 特別委員会会議録第七輯、一七頁。

- (70) 整理委員会会議録第六輯、九五頁。
- (71) 同第六輯、三四二頁。
- (72) 総会会議録第二輯、一〇四頁。
- (73) 整理委員会会議録第六輯、四二二―四二三頁。
- (74) ・(77) 同第六輯、三六三頁。
- (75) 同第六輯、三六六頁。
- (76) 同第六輯、三三頁。
- (78) 学制改革諸案については、『近代日本教育制度史料第一六巻』、石川準吉『総合国策と教育改革案』、清水書院、昭和三七年、阿部重孝『教育改革論』、明治図書、一九七一年、『教育第五巻第二号』、『教育第六巻第二号』等を参照されたい。なお、これ等学制改革諸案における職・普相互接近論の分析は別稿に譲りたい。
- (79) 『教育第七巻第一号』、二頁。
- (80) 整理委員会会議録第六輯、三六九頁。
- (81) 同第六輯、三六五頁。
- (82) 拙稿『高等学校制度改革の今日的課題』、調査研究報告書第三六号、昭和五〇年を参照されたい。
- (83) 村上有慶『技能連携制度の研究』、調査研究資料第七号、昭和四八年、拙稿「教刷委第一三回建議第三項と戦後高等学校制度改革」(職業訓練大学校紀要第五号、昭和五一年)を参照されたい。

(よさき) てるを 職業訓練研究センター 訓練制度研究室

# 伝習と授産

鳥羽山 満

## 1 伝習

### 一 語源と意味

岩波国語辞典第二版によると、「伝習」<sup>①</sup>とは先生から教え伝えられて学ぶこととされている。大言海<sup>②</sup>によると、伝えられて習うこと、教えられて学ぶこととされている。出典としては、論語・学而篇、唐書・馮伉伝、梁武帝詩などが挙げられているが、学而篇には、一人の人間が習ってから他に伝えることとされている。つまり、論語では、「習」と「伝」が入力・出力の関係でとらえられ、同時的ではなく、継時的である。ところが、大言海などでは、「習」と「伝」が入力過程における同時的な能動・受身の関係でとらえられている。

「伝」には「つたふ」「つたはる」「うつす」「つづく」「つぐ」などの動詞的要素と「賢人の著書」「事件の記録」な

どの名詞的要素がある。一方、「習」はもともと「しびしび飛ぶ。」という意味で、これが変化して、「ならぶ」「なる」などの意味を含むようになり、反復とそれによる目的達成という二つの性格を帯びている。

「伝習」は、パワーあるいは力で示されるような価値あるものの存在を前提にしている。「伝」の名詞的要素として、先進技術・資本・組織などを挙げることができよう。日本にとっての名詞的「伝」は、明治維新時には、パックス・ブリタニカの枠内のものであり、太平洋戦争後は、パックス・アメリカナの枠内のものであった。従って、中枢周辺構造をあてはめてみると、中枢はイギリスついでアメリカであり、日本は常に周辺であったといえよう。

また、国内的には、「伝」は傾斜方式における前衛になりうるものであり、体質的なものではなく、中核的な性格を有している。名詞的「伝」として、先進技術をとりあげた場合には、「伝習」は技術伝播の重要な素過程となるであろう。資本と関わる名詞的「伝」は、通貨の交換価値や費用便益などであろう。また、組織・制度・管理方法などに関係する「伝」は、契約の概念・個人的責任・ギブアンドテイクの論理などであろう。

中枢周辺構造は、国際的にも、国内的にもその存在を指摘できるが、この構造で、「伝」の伝播・拡散を可能にする要因を考察することは重要であるとともに、政治経済的にも興味深いことと考えられる。

パワーと直接結合するという意味でポテンシャルの高いものを消化することにより、自己のポテンシャルを高めることを、「伝習」ととらえることにする。

## 2 授産

岩波国語辞典第二版には、「授産とは、失業者に仕事を授けて、生活の道を得させることである。」と記されている。限界的状況に対処する傾向を表わしている。

「授」には「さづく」という能動の意味と「さづけらる」という受動の意味とがあり、能動的に使用される場合が多い。

「産」には「生業」「なりはひ」「すぎはひ」「資財」「もとで」などの意味があるが、「授産」の場合には、前三者、つまり、一時しのぎの意味あいの方が強い。そして、衣・食・住のうち、特に「食」と直接結合する傾向がある。そうでない場合でも、在来産業、産業構造における慣性などと結びつき易い。「産」には「資財」「もとで」というようなイニシャル・コストの意味もあるが、「授産」という文脈では、「捨て金」の意味あいが発生してきて、費用便益論は通用しないし、「伝」で示される先進技術とは反する性格を示す。

「産」の資本的側面を否定している「授産」は、自給自足体制と結合して、開拓・開墾の必要性が説かれる場合がある。「伝」に起因する産業構造の変化が失業者を増加させ、「授産」に対する要求が生ずるが、この結果として生じた「授産」が「伝」を中核とする階層構造とどのような相互作用をするかは、非常に興味深いことであり、一種のフィードバック現象でもある。

費用便益論理を無視し、集団の安定のために行なう対策を「授産」と考える。



「授産」は「伝」と異なって、ポテンシャルと結びつく傾向はあまりなく、その慣性的な空間的存在などを主張するので、産業構造の多様化を結果として生ずる。一方、「伝」は目的が明確であるので、階層構造を形成し易い。

「伝習」を集団に対するインパクトと考えるならば、その緩和過程において、「授産」ということが観察される場合もあるといえるであろう。いずれにしろ、「伝習」が集団内に根づく要因は何か、どういう場合に「伝習」は失業者を発生させ、「授産」の必要性をひき起すのか、などが「伝習」「授産」対比の焦点となるであろう。

「授産」の「授」の主体が集団全体の中枢であるのか、集団の各部分の中枢であるのかという問題もある。また「授産」における技術・資本・組織などを、どのように位置づけるかという問題もある。「授産」の要因と考えられる集団の安定性とは何かという問題もある。この諸問題に対する原理的な取り組み方を次に考察する。

#### 一章の補注

表題における「伝習」と「授産」の対比は、産業構造の変化をもたらす第一原因は科学と技術の結合による超自然的なものであるとする視点から導かれたものである。超自然的性格を有する技術の伝播が、「伝習」の主たる内容である。

「パワー」とは、技術・資本・組織などの結合した形での優位性をもたらすもの、あるいは、高度な物質文明、あるいは、人間の確実に制御可能な領域の大幅な拡大を可能にするものと考えている。従って、パワーの格差（ポテンシャル・ギャップ）があるからこそ、「伝習」出現の可能性が生ずるのである。

パックス・ブリタニカを中枢周辺構造でとらえると、イギリスが中枢で、日本は周辺の一部を構成しており、日本はパワー尺度では、低い所に位置していた。

中核的とは、国内を中枢周辺構造でみた場合の中核に相当する。体質的とは、周辺性あるいは従属性を意味する。

伝習というプロセスにより、技術伝播が可能となる。伝習の結果、限界的状态を呈した産業は、授産の産業構造の慣性の許容の故に、抹殺されない。従って、産業構造は多様化し、エントロピー増加をもたらす。

## 二 変化の自発性

## 1 自由エネルギー

物質の状態変化や化学反応の駆動力を考察する時には、自由エネルギーの概念が非常に有効である。空間に閉じた境界を想定し、その境界の内側を系と名付ける。系の内部に質的なものが共通の領域を考えそれを相と名付ける。系の状態を規定するいくつかの変数を考え、それらの変数を要素とするベクトル空間の一点で一つの状態を表示する。ベクトル空間のある一点から他の点への移動が状態変化に対応するわけであるが、移動経路として考えられるものは無数に存在する。これらの経路の中に、可逆過程という特別の経路を考え、これに沿ってエントロピーという状態量の変化を計算する。エントロピーに類似した量が、エントロピー変化よりも小さい経路が存在し、これが不可逆過程と名付けられている。自然界で自発的に生ずる変化は、すべて不可逆過程であり、エントロピー変化と等号で結びつけるためには、エントロピーの発生が必要となる。数値計算の上では、エネルギー項とエントロピー項の拮抗ということになり、これをまとめて表わした量が、自由エネルギーと名付けられている。ある変化を想定した時の自由エネルギー変化がマイナスであれば、想定した変化は自発的に進行すると予想する。

エネルギー変化の増大は、自由エネルギー変化の増大をもたらし、自発性を妨げる。エントロピー変化の増大は、自由エ

エネルギー変化を減少させ、自発性を促進する。自由エネルギーの概念が提出される以前は、エネルギー変化のみが自発性の判断基準であり、エネルギー減少の向きにのみ変化が進行するとされていた。

なお、系を規定する境界は、物質とエネルギーに対する透過性で分類される。

## 2 エネルギー

エネルギーの概念は、力の概念に由来する。力の概念は、物質の形状の変化の駆動力や空間での点の移動の原因の考察に由来する。そして、空間での基本的存在としての質点が提案され、機械論と関わる剛体、力動論と関わる弾性体に発展するとともに、質点に対応するものとして、原子・分子が再登場し、物質の細分化を押し進めたのであった。しかし、物質の細分化は位置の不確定化を結果として生じ、エネルギーの細分化・不連続化をもたらした。

質点の集団のエネルギーは、集団内部のエネルギーと集団間の相互作用のエネルギーとから成立する。前者は潜在的で、後者は顕在的であるが、これは固定資産と流動資産との対比、貨幣の絶対価値と交換価値との対比に類似している。次に質点の集団から人間の集団へのアナロジーを行ってみる。

「伝習」が定着して、階層構造ができあがれば、その人間集団のエネルギーが増加したと考えることにする。「伝習」を、技術・資本・組織の三つに限定すれば、先進技術の定着・貨幣制度の整備・法律の整備などが、エネルギー増加に対応する。

しかし、人間集団が白紙の状態であれば、「伝習」の定着は比較的容易であろうが、現実には何らかの歴史的所産

である構造をもっている。この慣性的性質をもつ構造と「伝習」との拮抗は、特に性能・コストの二点で顕わになる。

また「伝」の伝播のイニシャル・コストは、「伝」の創出のそれに比較して低いのは事実であるが、ある程度のエネルギーを集団が有している場合にのみ、伝播のイニシャル・コストを支払うことができる。

国際関係が力の論理によって変動するということを前提にするならば、「伝習」にエネルギー的性格を与えることは、妥当であろう。

### 3 エントロピ

エントロピの概念は、蒸気機関の効率の考察に由来する。そこで、可逆過程という理想的・極限的経路が提案され、数値計算が可能になった。また、この概念は、熱エネルギーが他のエネルギー（力学的・電氣的・化学的）より質が劣ることの表現を可能にした。

エントロピに対するボルツマンの関係が、この概念を通信・情報理論にもちこむことを可能にした。その関係とは、同等にとりうる場合の数の対数にエントロピは比例するというものである。つまり、エントロピは確率・統計的性格をもっている。そういう訳で、エントロピは、多様性の尺度となりうる。

「授産」は、費用便益の論理に無関係であるので、エネルギー的性格を示さない。しかし、産業構造の慣性に従う傾向が強いことから、エントロピ的性格を有するといえよう。

「伝習」をエネルギーに対応させ、「授産」を「エントロピー」に対応させるアナロジーが、どれだけの妥当性をもつかを、歴史的諸事件をとりあげて検討してみる。

「伝習」はエネルギーの増加、ポテンシャルの上昇に対応するのであるが、その定着はどのような条件下で可能であるかを、「授産」との関係で考察し、ここでのアナロジーが成立する範囲を調べてみる。

一方、「伝習」は普遍性の増加に対応し、「授産」は特殊性の保持に対応しているとも考えられる。特殊性の保持は、集団の安定性や産業構造の慣性と深い関係があるであろうが、基本的には空間的なものであり、陸封と強く結びつく傾向があると考えられる。

エネルギーとエントロピーの関係における自由エネルギーに相当するものが、「伝習」と「授産」の関係においても存在するのだろうか、また、存在するとしたら、どのような条件が必要であるのか、などを、以下検討していきたい。

## 二章の補注

自然により区分された地域内の人間集団は、外的条件が一定であれば、ある種の平衡的な階層構造が発生すると思われる。陸封とは動植物が自然原因により空間的に外部と遮断されることである。

周辺においては、「伝」を自己生産するよりも、移入したほうが、時間的にも、コスト的にも有利である。「伝習」により人間の確実に制御できる領域の拡大がもたらされるが、「授産」は慣習を重要視する。

## 三 米作りとその周辺

## 1 職能の神々

職能の神々<sup>⑥</sup>には、造り酒屋の大和の三輪大明神、鍛冶屋の金屋子の神・機屋の機織の神・飛驒の匠の鳥（止利）仏師・鏡つくりの神石凝姥命・染職の阿智使主命・越前鍛冶の神千代鶴宗光国安・鍛冶・鋳物師の荒神・稻荷神・金屋子神などがあり、神話上の神々・古代文献上の人物・中・近世の伝説上の人物・近世の民間信仰上の神々に由来している。

多度大社の金工の神は雨乞の神としての機能もはたすので、農業水産の神にもなっている。大和の鏡作神社には、鏡作の神と農耕の神が共存している。氷室神社は、食用の氷の保管・豊作祈願・豊凶占いの三つの機能をもっている。丹生神社には、水銀の女神と農耕の神が共存している。天野の丹生都比売神社では、織物の祖神から農耕殖産の神への遷移があったといわれている。西比田の金屋子神社の伝説によると、砂鉄の山が切り崩されるごとに樋の列が増え、同時に田も増えていったといわれている。これらに、工人去りて農民残るのパターンがみられる。

工人的「伝」は原材料を、探し求める。その結果が空間的拡大であり、エントロピーの増加になる。工人的「伝」は本質的には空間固定型ではないが、原材料が限界的状态に達しない限りは、定着性を示し、階層構造を形成し、空間

的・技術的慣性を生ずる。原材料が乏しくなった時に、工人的「伝」に変わって米作的「伝」が定着し始めたのは、空間的・技術的多様性の結果であろう。

工人的「伝」に起因しているエントロピ増加が、米作的「伝」で示されるエネルギー増加を可能にしたといえよう。特に、技術面では水利・道具における慣性が効果的であろう。

## 2 律令と産業

「律令」は組織的「伝」であった。租庸調が「律令」を資本的に支えるものであった。しかし、租は荘園の発生により無効になり、庸は武士の発生により骨抜きになり、調は寺社との勢力争いの対象になった。要するに、「律令」は定着せず、形式だけが官制に残った。

「続日本紀」元明天皇和銅四年六月の条に「挑文師<sup>ウツ</sup>」を諸国に遣して始めて錦綾を織ることを教習せしむと記されている。挑文師は文を織り出すことを教える師である。奈良時代の錦綾の発達は、租の代りに税として取立てるために中央国家が技術指導を行ったものである。九世紀から十世紀にかけて調庸の絹の粗悪を戒める官符が度々出されている。挑文師は織部司に属し、綾及呉服織を織ることを伝習したのであるが、広い範囲にわたっては定着しなかった。挑文師の「伝」によるエネルギー増加を越えるほどの、米作的「伝」による階層構造の形成と挑文師の「伝」による階層構造の形成に基づくエントロピ増加がないために、定着しなかったであろう。つまり、米作に対して、織物は余りにも異質であったのであろう。

忌部(齋部)と中臣は、皇室の祭祀職をつかさどり、忌部は祭祀用具の製作を、中臣は祝詞ごとをとりもっていた。ついで、中臣に権力は集中していった。孝徳紀大化二年九月の「品部廢止」により工人、芸人は「律令」に組み込まれた。「律令」の非農業民・雑供戸に由来する供御人のうち、伊勢国丹生山の水銀供御人は内蔵寮に、鑄物師は左方・右方の燈炉供御人として蔵人所に、氷室供御人は主水司に、石見銀山は禁裏料所に、それぞれ属していた。この組織は、院・摂関家・神社・寺院により解体されていき、たとえば、供御人の中には神人となるものがいた。

皇室と直接関係をもつ工人・芸人などは無縁の民とよばれ、皇室以外の社寺などと関係をもつものは有縁の民とよばれた。無縁の民と有縁の民のバランスは米作り生産性の向上により、崩れていき、後期封建社会の成立は無縁の民の存在を否定したのであった。この否定は、「律令」の否定でもあった。そこに出現したのは、大坂とそのヒンターランドにおける工人・芸人の存在という技術的ポテンシャルの高さと、大坂周辺以外の地域の米作優先というパターンであった。ここに、米作的「伝」はほぼ定着したといえる。「律令」が定着しなかったのは、米作的「伝」が定着していなかったためであろう。むしろ、「律令」を否定しつつ、米作的「伝」の定着と産業の多様化が進んだといえるよう。

古墳時代末期の農業の生産組織の要素は、皇室の屯倉や名代・子代、貴族や豪族の田荘、有力大家族の戸長などであった。班田収授法直後の生産単位は、区分田・貴族・官吏の位田・職田・食封・社田・寺田などであった。荘園の発生後の生産単位は、公田・寺社田・荘園などであった。八世紀には力田者が、九世紀には田力(田堵)が出現し、名主・名田制に発展していった。荘官・国司の名主の間の請負制から年貢制への変化は、在地領主の耕地直営制から地子制への変化をもたらし、在地領主は地方豪族化するとともに武士化していった。名主たちの集約経営による生産



性の向上は、村での鋳物師・鍛冶屋の出現、散村から集村への変化、惣結合をもたらした。このようにして、米作的「伝」の定着は、階層構造の成立と米作中心の産業構造の多様化をもたらした。

米作的「伝」の定着は、米作の空間的拡大と産業の多様化によるエントロピ増加が、「伝」によるエネルギー増加を越えていたので、可能であったのであろう。一方、「律令」の定着の失敗は、対象の多様化を許さないために、この組織的「伝」によるエネルギー増加を越えるエントロピ増加がなかったためであろう。

### 3 米と貨幣

江戸時代の初期、米は兵糧としてその絶対価値が重視された。戦火が消えると大坂に貯えられていた兵糧米は、商品化していき、その交換価値が重要となっていた。江戸時代の初期豪商は無縁の民的性格をもっていたために幕府により否定され、それに代って、城下町や直轄中央都市に住む町人層が登場し、年貢米の取引、藩専売制に関係した。

大坂は消費地であるとともに雑貨的日用品生産のヒンターランドをもっていたので、藩米・藩専売品の消化、貨幣化ができたのであった。米の相対化は、年貢米財政の行き詰まりをひきおこし、各藩の専売制の拡充を促した。ここに、大坂周辺からの技術伝播が発生し、いわゆる「在来工業」が誕生した。

米が費用便益の論理に従いはじめたことは貨幣経済の浸透に対応する。各藩は大坂からの「伝」によりエネルギー上昇をはかった。一方では、「授産」的性格を有するものも発生した。それが、更生施設としての人足寄場・無料宿泊

所でありかつ放浪者が手に職をつけて更生する場である報謝宿などであった。

大坂からの技術伝播には、二つの傾向があり、一つは前述の各藩の専売制と結びつくものであり、もう一つは、江戸への伝播である。これが江戸のヒンターランドの形成を可能にするとともに、銀中心の大坂圏、金中心の江戸圏という二つの経済的核を発生させたのであった。

米作的「伝」の定着は、それに代る「伝」を大坂に求めると同時に、米作機能の慣性に従った「授産」を要求した。しかし、貨幣経済の浸透は、各藩が「授産」を行うことを、ほぼ不可能にしていた。ここに、何らかの変革が期待されたのであるが、各藩の基本的構造が臨戦体制であったので、米の絶対価値を否定することは、基本構造の否定でもあった。

#### 4 パックスブリタニカの影響

米作的「伝」は、兵糧米などでわかるようにエネルギー的性格をもっている。この「伝」が定着しえたのは、新田開発などを可能にした空間的余地の存在と米作と有機的に結合した階層構造の形成などのエントロピ的因子によることである。

しかし、江戸中期には、西国では新田開発の余地が無くなり、藩専売別に重点が移っていった。米作的「伝」の定着は、この「伝」が「伝」ではなくなることに対応するとともに、慣性的性格を帯びることにも対応していた。また、エネルギー増加をもたらす「伝」を、パックスブリタニカ下の国外に求める動きも生じてきた。

パックスブリタニカは、イギリスの産業革命・海洋支配・石炭・鉄鉱石・労働人口などに由来するパワーを背景にしたバランス・オブ・パワー政策の結果であった。日本が国外に「伝」を求める場合、イギリスのバランス・オブ・パワー政策とシンクロナイズする必要が生じた。国内的軍事体制から国際的軍事体制への変化が必要となったのであるが、これが米の相対化つまり貨幣経済の浸透と相乗作用をおこして、武士の機能を否定したのであった。武士が米作の上部構造であり、地縁的であったことの結果であろう。

江戸時代の封建武士は、一八六九（明治二）年の版籍奉還により士族となり、明治五年の徴兵令にもとづく国民皆兵制により失業者となった。失業士族に対する授産政策として緊急開拓がとりあげられ、明治二年三月に東京府に開墾役所が設けられ、翌三年十二月に民部省内に開墾局が設けられ、各地の官有未開地・窮民授産資金が利用された。明治二年七月、開拓使が設けられ、明治八年から「士族屯田」が実施され、士族授産政策が打切られる明治二十三年まで続いた。

財源が不安定であった明治新政府にとって、支出の多くを占めた士族の家禄給与は大きな負担であった。そこで当初から禄制改革と士族授産を試み、明治六年の「秩禄公債条例」、明治七年の「家禄引換公債発行条例」を定め、九年には「金禄公債」を発行した。明治九年に国営開墾事業が計画され、十一月には「一般殖産及華士族授産」計画にもとづき、起業公債を基金とした殖産興業とその一環としての士族授産を開始した。

明治期の農業生産力の上昇は土地所有の結果と考えられ、欧米のように、機械や家畜・農法などへの資本投下によって、農業利潤を拡大するという方法は重要視されなかった。一九〇〇（明治三十三）年前後の耕地整理事業は農業労働を節約するという目的もあったのだが、結果的には地主に対する地代を増大させ、寄生地主の増加をもたら

し、明治末期ごろから、工業などにくらべ、農業の生産性がしだいに低下し、農業への投資も減少していった。

日本には水田を中心とした小さい農家が多い。そのため輸入技術を中心とした明治新政府の上からの指導は、日本農業に大きな影響をあたえず、かえって、じっさいに耕作を行っている人々の中から、豪農や老農とよばれるすぐれた農業の指導者が出て、米の増産や農業の改良につとめた。一八九六（明治二十九）年に国立の農事試験場が発足し、新しい水稻品種の研究がなされ、大正期から昭和期にかけて、稲作生産力を増大させる大きな要因となったが、しかしこれにつれて民間の農業民の間にひろがっていた品種改良の努力は衰え、豪農や在村地主たちは耕作をやめ、寄生化しはじめた。産米検査がこの状況をさらに促進した。

「授産」として「米作り」が採用されたのではあるが、「米作り」の多様化は許されなかった。それは、多様化のコストに耐えうるだけの力を新政府がもっていなかったことによる。しかし、「米作」によるエントロピ増加は産業革命的「伝」によるエネルギー増加を可能にしたのであった。

パックスブリタニカの終焉を告げる第一次世界大戦の休戦条約は大正七年十一月に成立した。日本では、大正九年の戦後恐慌、大正十二年の震災恐慌、昭和二年の金融恐慌、昭和四年十月の世界恐慌・昭和恐慌が続いて起った。大正七年に救済事業調査会が発足し、大正十四年に失業対策土木事業が実施され、昭和五年に「失業救済農山漁村臨時対策低利資金」が具体化し、都市失業救済事業と農村の失業対策がなされた。昭和六年には、失業救済農山漁村臨時対策耕地拡張改良事業の助成と失業救済道路改良事業が行なわれ、昭和七、八年には、「時局匡救土木事業」が登場した。

この時期には、「米作り」に代って「土木事業」が、「授産」の対象となり、貨幣経済が浸透していった。「米作り」

の「労働集約性」が活用されたのである。産業革命的「伝」の定着のはじまったのも、この時期である。

パックスアメリカナの成立を告げる第二次世界大戦の終了は、日本に食糧危機と大量の失業者をもたらした。そのため政府は開拓・帰農政策を推進し、同時に基礎産業・大企業優先主義の傾斜生産方式をしいたが、この時すでに日本経済は危機的状况におかれていた。これへの対処としての昭和二十四年三月のドッジ・ラインライの農業に対するインパクトは、農業への課税の強化、農業への投資の削減、輸入食糧価格差補給金の三つであった。

この時期の「授産」的「米作」は有効ではなかった。現実に失業者を吸収したのは、建築・木工関係であった。むしろ、「米作」は欧米的「伝」の定着のためのイニシヤル・コストの供給源とされた。その代償が「農地改革」にみられるような地縁性からの脱出、耕作権の確立であった。耕作権の確立は、多様性を強めることによりエントロピ増加をもたらし、この増加が欧米的「伝」の定着によるエネルギー増加を可能にしたといえよう。

### 三章の補注

工人は鋳物を求めるので、鋳物のあるところを探し求める。従って、鋳物の存在する場所の形態に左右されない技術をもつ必要がある。工人の土堀りの技術、水利技術などが、「米作り」に利用された技術面での慣性であろう。原材料とは鋳物を指す。

挑文師の「伝」は、新田開発の土木的技術の荒々しさに比べ、繊細な技術である。「米作り」がオールマイティではなくなつた江戸期に農閑期を利用する形で織物生産が農村に定着したのである。

「律令」という制度の定着のためには、その基盤の租庸調が定常的に、安定に、入ってくる必要がある。この定常的安定流入は、米作の定常的安定性があつて、はじめて可能になるのである。

江戸期の各藩の家臣団の構造は、軍事的・武断的性格を有する階層構造であり、米は兵糧米としての性格を有する絶対的なものであった。しかし、幕府の各藩に対する力の保持のための諸策は、結果として貨幣経済の導入を招き、米のオールマイティを否定したのであった。米が市場で扱われるようになったこと自体、米の相対化を示すものである。

米作と有機的に結合した階層構造の形成は、平衡状態の出現に対応し、多様性が増加するので、エントロピ的性格を有している。

江戸幕藩体制の限界的状況は、米作の空間的飽和と米作を中核とする階層構造拡大の停止により出現したのであろう。この限界性を打破するために明治政府が行ったのは、殖産興業などによるエネルギー上昇の企てであろう。このエネルギー上昇にともなう不安定化への処置としてとられたのが「授産」であり、その内容は米作的性格をもつものであった。

#### 四 在来工業とその周辺

##### 1 技術伝播

江戸期の年貢米財政の行き詰まりは、各藩の専売制を必要欠くべからざるものにし、ここに在来工業が誕生したが、これを可能にしたのは大坂圏からの技術伝播であった。

在来工業は地域的集団を形成しているが、その要因として、歴史性・自然的な側面・経済性の三つが挙げられる。また地区的分化の形成には、最初に定着した技術的中枢から周辺地区に伝播・普及していく中枢周辺構造が考えられている。歴史性・自然的な側面はエントロピ的なものであり、経済性はエネルギー的なものであり、これらのバランスで伝播の可能性が左右される。

現在の地域的分類によると、在来工業地域以外に、大都市工業地域・地方都市工業地域が存在する。前者には各種

日用消費財の生産体制をもつ中小工業・素原料供給・加工組立機械工業が含まれ、後者には、近在必需品工業・素原料生産工業が含まれる。大都市及び地方都市工業地域における大企業の周辺には下請け企業が存在し、階層構造が形成されている。

在来工業は、「米作」的有機構造に組み込まれていたので、「米作」が「授産」の対象となったように、在来工業も「授産」の対象となりうるであろう。一方、在来工業が欧米的「伝」とかみあって、欧米的技術の伝播を容易にすることもありうるであろう。

## 2 パックスブリタニカの影響

株仲間の解散や藩の保護の消滅によって、在来工業の多くは秩序を失った。明治元年（一八六八）閏四月布告の「商法大意」は「取り引き紊乱」と「商法不羈」の状態をもたらした。輸出振興の必要から、明治十七年に「同業組合準則」(のちの「重要物産同業組合法」<sup>⑧</sup>)が制定され、明治二十年ごろから「物産改良」運動が全国的に流行した。この運動の中心になったのは、同業組合の組織と技術指導機関であった。

パックスブリタニカのもとでの金銀比価の確立のため、地租改正、テフレ政策、ロンドンの資本市場での債券発行などの一環として輸出振興がとりあげられ、そこで在来工業が重要な役割を果たしたのであった。

パックスブリタニカからパックスアメリカーナへの過渡期にとられた「国家総動員法」は、在来工業を否定するものであった。その結果、第二次世界大戦直後、在来工業は「授産」「輸出」の両方で有効な働きをしなかった。

このように、在来工業は「米作」とともに産業の慣性の一翼をになっている。在来工業によるエントロピ増加が、欧米的「伝」によるエネルギー上昇を可能にしている。

#### 四章の補注

地区的分化とは、結晶核から結晶が生長するとともに各部位の機能の多様化が進むこととのアナロジーであり、有機的階層構造形成の一例である。

多様性の増加というようなエントロピ的なものが、高度の技術の導入というようなエネルギー的なものに優れば、「伝習」は自発的に進行し、定着するであろう。

「米作」の定着は、農閑期を発生させた。農閑期の利用というエントロピ的要素と藩專売制にみられる貨幣経済の導入というエネルギー的要素の兼ねあいで在来工業は発生したのである。諸制約により、在来工業の多様化は許されなかったが、維新時の制約の除去により多様化したのが、製品の品質の低下というエネルギー的尺度における低下が発生した。その後、品質の上昇を目的とした諸制約が新たにとられ、その結果、在来工業が外貨獲得に重要な役目をした。また、在来工業における技術の蓄積が、近代的織物工業の「伝習」を容易にしたのであった。

#### 五 エントロピと可能性

「伝習」をエネルギー増加に対応させ、「授産」あるいは量的拡大をエントロピ増加に対応させると、エントロピ増加がエネルギー増加に優る時、現実の産業構造の変化がおこる場合があることを示した。つまり、ある変化が進行する時には、エントロピが発生するといえる。



ある条件下での系のエントロピ極大を規格化すると、エントロピの減少をもたらす条件変化があるといえる。この減少が生ずれば、変化の可能性が発生する。続いて、エントロピが増加するわけであるが、その経路が問題になり、各々の経路は構造をとらなっていると考えることができる。

さきに「伝」の要素として、先進技術・金銀比価・制度などをあげたが、このようなパックスブリタニカの「伝」を「伝」（エネルギー上昇策）としたのは、「米作」的「伝」の定着と伝の限界状況を打破するためであったと考えられる。最初、欧米的「伝」に重点を置くことにより、エントロピが減少し、ついで「米作」「在来工業」にも目を向けることにより、エントロピの増加をはかり、欧米的「伝」の定着をはかったといえよう。

「伝」はエネルギー的であり、費用便益の論理に従う。しかし、最近の「地球は有限」の論理は、宇宙への拡大を指し向けない限りは、空間的限界状況を示すものであり、例えば 製品の要素として、性能・コスト以外に安全性が挙げられるようになっている。

エネルギー上昇が人間の性向とするならば、空間的限界状況でのエネルギー上昇に優るエントロピ増加が必要となる。しかし、空間的拡大は不可能であるから、一定枠内での多様化が必要となるであろう。低成長経済が、費用便益の論理からすれば、高コスト経済（高コスト）であるといわれる理由はここにある。

「伝習」は費用便益の論理に従うが、「授産」は、この論理からは否定されるべきものである。しかし、現実には、集団の安定性を保つために「授産」は実行される。日本での授産は労働集約型の失業対策事業から、「能力開発型」（個性重視）に変化してきている。「労働集約型」は、「米作」的慣性の延長線上にあるが、「能力開発型」は、空間的限界状況下の多様化に対応している。

費用便益の論理の代りに、「伝習」「授産」を統一的に論ずるエネルギー・エントロピという相補的論理を提出したが、この論理が社会現象をとらえるときの指導的原理となることは、その二面的性格の故に十分想像される。エントロピの概念が、物質を対象とするだけでなく、情報の分野でも、構造発生の分野でも、使用されているが、これらはエントロピが向らかの指導的原理と密接に関係していることを、示唆するものである。この原理に「シナジェティックス」という名称が与えられつつある。

## 六 伝授

「伝習」と「授産」が合体したような語として「伝授」をあげることができる。「伝授」については、「伝」を授ける、「伝」を授けられる、伝え授ける、伝えられ授けられる、などいろいろの解釈が可能である。岩波国語辞典第二版には、(特に秘伝などを) 教え授けること、と記されている。「伝」が「秘伝」とされている。三省堂の漢和大典には、つたへさずく、と記されており、出典として、後漢書があげられている。大槻の大言海では、芸術などを伝へ授けること、になっている。このように、「伝」には名詞的使用法と動詞的使用法の二つがあり、名詞的使用法は存在に関わり、秘伝・芸術などに対応し、動詞的使用法の場合には、行動と関わっている。

もし、「伝」に秘的な要素があるとすれば、門外不出の教理の総体のようなものを含んでいるはずである。たとえば、何かの手職や知識や技芸の実用面に伴う技術上の秘密のようなものである。西欧の昔の専門職の場合、職を

営むには嚴重の資格が必要とされ、一連の方法をわきまえていかもそれをみだりに口外してはならなかったようである。

プロテイノスによれば、各存在は天上の故国へ帰る際、まず厳密に個別な道をたどり、出発点には無数の特殊な道があり、それぞれの個別的な道は、各存在の働きや本性の親近関係に従って、ついには一つに集まるとされる。

インドでは、行為の道・祈りの道・認識の道の三つの道が存在し、職能と深く結びついている。これらは、それぞれ、金銭や商品のやりとりにあたる経済的職能・行政と司法をつかさどる調整役としての職能・教育と知識の伝授の職能に対応している。

インドでは、社会的職能は世襲の身分によって決定されていた。カースト制度は、人間の深い本性と資質にもとづいた一つの解放の原理であり、それが今まで応用面で誤っていたとしても、その価値が減少するわけではない。カースト制度は競争と失業をなくし、仕事を分業化しその特質を保証し、仕事を快適で容易なものにする。また、制度のおかげで、他のやり方では難しいほとんど有機的な手仕事の組織化が実現し、技能の秘密を父から子へと伝えていくことが可能となる。

「伝」の門外不出性や禁口外性は、多様化・拡散を妨げる傾向があり、エントロピ増加をもたらさず、「伝」のエネルギー性を示している。また「伝」に弁証性がつけ加わると、なお一層そのエネルギー性が明確になる。インドの三つの道やカースト制もエントロピ増加に対応せず、むしろ冗長度極大の状況に対応している。しかし、産業革命を背景にした西欧のパワーは、エントロピ不変の状況を許さなかった。西欧のパワー上昇のためには、全世界的エントロピ増加が必要だったのである。維新時の外人教師の行動は、「伝」の門外不出性や禁口外性に反するものであったが、西

欧のパワー上昇のための政策や啓蒙思想の結果であったと考えられる。

ヒンズー教には公認の教会もなければ、権威ある聖職者階級がないにもかかわらず、伝統はなお強く生きており、そのため、最も重大な「異端」、とりわけ近代主義に毒されたヒンズー教徒から由来するそれを排除することに、いつも成功してきた。しかし、エントロピ増加の否定は、エネルギー増加の否定でもあった。例えば、インジゴの工業化は、一八九六年に一五八万エーカーであったインドのアイ畑を、一九一二年に二万エーカーに減少させ、貧困をもたらしたのであった。

行為（認識に対する行動）の源泉は、人があれこれにつきつぎと思いついたことをやりたくなる乱れた気持を統一し、内部の無秩序を克服して、自我が心の奥底に巣くう破壊的な力に対して行なう戦いを起こそうとする意図にある。気持の統一とか無秩序の克服は、エントロピ減少に対応している。破壊的な力（歯止めのないエントロピ増加をもたらすもの）に対抗するものとして、エネルギー的なものを考えている。このエネルギー的なものは、ここでは、理性や精神であって、心と魂ではない。野放図な心に対応するのが、破壊的力である。

禅の最大の敵は、言葉と推論的理性である。仏教では、ものの外形は空虚とされ、超越することが許される。無知とは、人がものの多様性とその相反する矛盾した性質に欺かれているところに原因があるとする。言葉は経験を曇らせると考ええる。

西欧では、言葉と推論的理性が重要視され、多様性の指導原理を探求するものに、要素主義的な線形数学が導入され、産業革命的伝の基盤を形成したのであった。また、この機械的「伝」は、力の感覚の顕在化でもあったのである。

「伝授」の「伝」が、内在的・特殊である限りは、「伝授」は多様性の増加・エントロピの増大を抑えることができないのである。しかし、産業革命的「伝」のように、外延的・普遍的「伝」は、空間的拡大をひきおこす傾向をもってゐる。この機械的「伝」は、普遍的であるからこそパワーとなり、エネルギー的性格を帯びる。また、普遍的であるからこそ、技術伝播のように空間的に拡大し、エントロピ増加をひきおこす。つまり、中枢周辺構造における拡散現象でもある。中枢は中枢であることを維持するためには、「伝」の質的向上をともなつた再生産を行う必要がある。再生産が不可能になると、中枢は移動する。たとえば、イギリスからアメリカへの移動のように。一方、周辺では、周辺固有の「伝」が強力であると、中枢からの「伝」は定着しない。固有の「伝」あるいは慣性が、それほど強固でないと、別の「伝」は定着し易くなる。そして、中枢からの「伝」は「才」とよばれ、固有のあるいは既に定着した「伝」は、「魂」とよばれる。

特許権・著作権などの「伝」は、文字で表現され公開されており、契約により保護されている。公開が多様性の増加をもたらすし、結果としてエネルギー増加が可能になるからであろう。一方、ノウ・ハウは、文字で表現されず、秘的な「伝」であり、費用便益の論理に忠実に従っている。

先進技術的「伝」である機械化やオートメーションは、ある一定の技術的失業をもたらす。その埋め合せは、エネルギー的には、より高い職種をつくることによつて、つまり、新たな「伝」をつくることによつてなされる。新たな「伝」をつくるコストに耐えうるかどうか、中枢になるか、周辺になるかの分岐点であろう。

また、先進技術的「伝」は、生産の増大、客観的な暮しやすさ物質的な環境整備の増大、文化的社会的進歩などをもたらすが、精神をより良くするものではなく、またより幸福にするものでもなく、おそらくは精神的（知的・理性

的)生活にとって好都合な暮しやすさを可能にするといえよう。精神の働きにより、先進技術的「伝」が生じ、それによりポテンシャルが上昇したわけであるが、それがそのまま精神の働きを活発化するわけではない。

中枢である欧米では、物質・精神(理性)という二元論に帰する傾向があり、周辺(例えば日本)では、物質・理性(才)・心(魂)という三元論に立つ傾向がある。物質と理性(数学)の対応あるいは感覚の深化が、欧米的「伝」の基盤になっている。一方、周辺では、具体化した「伝」が入ってきて、その階層構造は入ってこない。そのため、周辺では、「伝」を中核として体質を形成することが必要になる。この体質形成がエントロピー増加をもたらすともいえよう。

秘的「伝授」は、費用便益論理に従うエネルギー的なもので、公開された「伝授」は、エネルギー・エントロピー的性格をもっている。

## 七 結語

中枢周辺構造での技術・資本・組織の伝播を支配するのは、費用便益論理のような非構造的(代数的)・エネルギー的性格をもつものだけではなく、構造的・エントロピー的性格をもつものも、エネルギー的性格のものとの相補あるいは両立という関係で有効であることを示した。

エントロピー的性格と構造変化における自発性との関係に、不可逆過程の考え方を、適用できる場合(「米作」)、「在

来工業」の場合)があることを示した。

不可逆過程にともなりエントロピ発生を、具体的な構造に結びつける考察は、今後に残した。その考察には、カタストロフィの理論・緩和の理論が有用であろう。また、エネルギー・エントロピの相補性・両立性と構造との関係の考察も、今後に残した。

### 七章の補注

「伝習」は、本質的には、受身であるが、現状打破という積極的性格も備えている。「伝習」は、精神面でも、物質面でも、使用される言葉である。精神面で使用される場合には、オールマイティな全智全能の神の存在や性善説的なものが前提とされ、認識と深く関わる。一方、物質面で使用される場合には、技術的な場合が多く、行動と深く関わる。行動の主要分野である生産活動は、動力機を用いるか用いないか、制御の方法の程度などで分類される。この論文では、「伝習」の物質面だけに限った。また、物質的「伝」として、土木工事的・米作的・在来工業的・近代産業的なものをとりあげた。一方、物質的「伝」に、人間の制御可能な領域の大きさという立場から序列を与え、エネルギー的性格をもたせた。この領域の拡大、確実性の増加、蓋然性の減少が、人間集団にはパワーを与え、個人には物質的環境の整備を通して充実した精神的(知的・理性的)生活を与えると考えたのである。しかし、現状打破は不安定をもたらす。歴史的好例は、江戸期の「ええじゃないか」騒動であろう。エネルギーの増加が、現状打破した後のあるべき状態であると倫理的に判断したならば、その状態を定着させるにはどうしたらよいかということになる。そのためには、過渡期の不安定の程度をなるべく小さくすることと出現した状態と周囲との多種多様な結合をつくりだすことの二つが必要であろう。あるべき状態を前提にして日本でとられた政策の代表的なものは、殖産興業、傾斜生産方式などであろう。

「伝習」に対して「授産」は、現状維持的・退廃的・産業構造の慣性に従属的な傾向がある。「授産」の構造的・幾何学的性格に対してエントロピを対応させた。「伝習」によるあるべき状態の出現のためには、慣性の認知と多様性の増加が必要であると説いたが、これがエントロピ増加であり、「授産」の実態であろう。「伝」は定着すると慣性化する。慣性化した「伝」の代表的なのが、「米作り」である。

「伝習」と「授産」に共通している重要なものに、「コスト」がある。「伝習」は「性能」と「コスト」に深く関係し、「授産」は「捨て金」的「コスト」ではあるが、集団の安定性をもたらす。

現代の「伝」は、空間的拡大を目指す宇宙開発であろう。この「伝」が定着するかどうかは、宇宙空間で生産活動の場所が得られるかどうかというエントロピ的なものによるであろう。

地球上での現代の「伝」は、物質（原料）とエネルギーの分離法であり、原料の基本は合成ガスになり、エネルギーは原子力利用による水の分解から得られる水素になるであろう。これらの制御のために、より小型で性能のすぐれたコンピュータがつくられるであろう。

(注)

- (1) 西尾・岩淵・水谷「岩波国語辞典第二版」、岩波書店、昭和四六年。
- (2) 大槻文彦「大言海」、富山房、昭和七年。
- (3) 重野・三島・服部監修「漢和大典」、三省堂書店、明治四〇年。
- (4) ロバート・ギルピン著・山崎訳「多国籍企業没落論」、ダイヤモンド社、昭和五二年、四四ページ。
- (5) カール・ポラニー著・吉沢・野口・長尾・杉村訳「大転換」、東洋経済新報社、昭和五〇年、四〇ページ。
- (6) 深沢武雄「古代工人史紀行」、田畑書店、昭和五二年、二三四ページ。
- (7) 黒川真頼著・前田泰次校注「東洋文庫・増訂工芸志料」、平凡社、昭和五一年、四ページ。
- (8) 綱野善彦「無縁・公界・楽」、平凡社、昭和五三年、二八ページ。
- (9) 旗手勲「米の語る日本の歴史」、そして、昭和五一年、六六ページ。
- (10) 藤田・宮本・長谷川「日本商業史」、有斐閣、昭和五三年、三ページ。
- (11) 辻本芳郎「日本の在来工業」、大明堂、昭和五三年、二二三ページ。
- (12) 今村・佐藤・志村・玉城・永田・旗手「土地改良百年史」、平凡社、昭和五二年、二八ページ。
- (13) 有沢監修・服部・宮下・山口・中村・向坂編集「日経新書・日本産業百年史(上)」、日本経済新聞社、昭和四二年、五三ページ。



- (14) 飯淵敬太郎「日本信用体系前史」、御茶の水書房、昭和五二年、五六ページ。  
芦矢栄之助「金とドル」、日本経済新聞社、昭和五二年、三二ページ。  
三宅武雄「貨幣金融の動態分析」、文雅堂銀行研究社、昭和五二年、九ページ。  
(15) 国民金融公庫調査部編「倒産のメカニズム」、リサーチ出版、昭和五一年、二五〇ページ。

(とばやま みつる 職業訓練大学校 塗装科)